

札幌こころのセンター所報

令和4年度

札幌こころのセンター
(札幌市精神保健福祉センター)

は じ め に

新しい札幌こころのセンター所報（令和4年（2022年）度）をお届けいたします。皆様にご高覧いただき、率直なご意見、ご感想を賜れば幸いです。

本年1月の能登地震から2か月あまりが経過していますが、被災された皆さんの状況、特に水道等のインフラの回復に時間がかかっているとの報道に接し、心を痛めている方も多いと思います。亡くなられた方のご冥福を心よりお祈り申し上げるとともに、被災された方々にお見舞い申し上げます。一日も早く日常が戻り、復興が進むことを願っています。

さて、令和4年4月には大きな機構の変更が行われセンターの職員数が19人から32人に増えました。従来、自立支援医療（精神通院医療）の支給決定と精神障害者保健福祉手帳の認定事務に関する事務は各区で行われ、精神保健福祉センターでは判定事務のみ行ってきましたが、保健福祉局の計画に基づき、精神保健福祉活動の充実を図ることを目的に、精神保健福祉センターに事務を集約することが決まり、その準備が進められました。財政局、総務局職員部人事課、区保健福祉部等との打ち合わせ等が増え、所内のレイアウトも大きく変更されました。関係者の皆様のご尽力・ご協力により、無事に事務集約が行われました。集約当初は様々な混乱がありましたが、新しく配置された精神事務係長のもと、事務集約に伴う様々な課題を他部署に異動した職員、精神事務係職員、会計年度職員の献身によって乗り越えることができました。

令和4年度のセンターの動きをいくつか振り返ってみたいと思います。

依存症対策として令和2年1月に「札幌市依存症相談窓口（依存症相談拠点）」を開設し、開設以来の相談総件数が430件になりました。令和4年2月より相談の効果等を把握する目的で了承を得られた相談者に概ね2か月後に電話掛けを開始しました。

自殺総合対策推進事業では、学生メンタルヘルス支援部会の活動として、事例検討会を6回開催し、さまざまな事例を通し、学内の支援体制の課題等を学ぶことができました。

ひきこもり対策推進事業では、集団型支援拠点「よりどころ」の事業で月1回をオンラインにて開催し、利用実績も令和3年度に比べて増加しました。今後、さらに参加しやすい環境を提供したいと考えています。

その他にも、精神医療審査会の事務局業務、医療観察法に係るケア会議への参加、各区精神保健福祉相談員を対象にした事例検討会、障がい福祉サービス（精神障がい者）支給に係る意見依頼への対応など様々な取組を行っています。

精神保健福祉法の改正、精神保健福祉センター運営要領の改訂など、精神保健福祉センターを取り巻く状況も変化し、メンタルヘルスに関する市民ニーズも高まっています。今後、新たに対応すべきメンタルヘルス課題にセンター職員一丸となって取組んでまいり所存です。引き続き、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

令和6年3月

札幌こころのセンター（精神保健福祉センター）所長 鎌田 隼輔

目次

I 概要

1	沿革	1
2	業務概要	2
3	施設及び職員	4
4	センター相談業務関連図	6
5	歳出予算決算状況	7

II 実績

1	企画立案	8
2	技術指導・技術援助	10
3	人材育成	13
4	普及啓発	15
5	調査研究	17
6	精神保健福祉相談	17
7	心の健康相談事業	25
8	組織育成	26
9	精神医療審査会	27
10	自立支援医療（精神通院医療）の支給認定及び精神障害者保健福祉手帳の 判定に関する事務	29
11	精神科救急情報センターの運営	31
12	自殺総合対策推進事業	33
13	札幌市依存症対策地域支援事業	41
14	ひきこもり対策推進事業	47
15	自立支援医療（精神通院医療）の支給認定及び精神障害者保健福祉手帳の 交付決定に関する事務	51
16	コロナ禍における取組	51
17	その他	52

III 関係条例・規則等

1	札幌市精神保健福祉センター条例	53
2	札幌市精神保健福祉センター条例施行規則	54

3	心の健康づくり電話相談事業実施要綱	56
4	電話相談強化事業実施要綱	57
5	札幌市心の健康相談事業実施要綱	58
6	札幌市退院等の請求に関する事務取扱要領	60
7	札幌市精神医療審査会運営規則	63
8	札幌市精神医療審査会報告書料支払要綱	70
9	札幌市自立支援医療(精神通院医療)支給認定等審査判定会開催要領	71
10	札幌市精神科救急医療体制整備事業実施要綱	72
11	精神科救急情報センター業務運営要領	75
12	札幌市自殺総合対策推進会議設置要綱	78
13	札幌市自殺総合対策連絡会議設置要綱	81
14	札幌市依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関選定要綱	83
15	札幌市依存症対策地域支援連携会議設置要綱	86
	(参考) 精神保健福祉センター運営要領について	88

I 概要

1 沿革

札幌こころのセンター（札幌市精神保健福祉センター、以下「センター」という。）は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号、以下「法」という。）第 6 条に規定されるセンターであり、精神保健福祉に関する技術的中核機関として設置されている。

平成 9 年 4 月 1 日	大都市特例により北海道から業務が委譲されることに伴い、札幌市中央区大通西 19 丁目 札幌市保健所 1 階にセンターを新設
平成 9 年 4 月	心の健康づくり電話相談事業をセンターへ移管
平成 14 年 4 月	法の一部改正により、精神医療審査会事務、自立支援医療（精神通院医療）の支給認定及び精神障害者保健福祉手帳判定事務をセンターへ移管
平成 15 年 4 月	精神障害者社会適応訓練事業をセンターへ移管
平成 16 年 2 月	センターの愛称を一般公募し、応募案を参考に「札幌こころのセンター」に決定
平成 16 年 5 月 1 日	札幌市保健所が、建物老朽化により大通の北側へ新築移転することに伴い、新庁舎（WEST19）の 4 階へ移転
平成 16 年 6 月 1 日	札幌市精神科救急情報センターを開設
平成 17 年 4 月	「札幌市発達障害者支援関係機関連絡会議」を発足
平成 20 年 8 月	「札幌市自殺予防対策庁内連絡会議」を発足
平成 21 年 7 月	副市長を委員長とする「札幌市自殺総合対策推進会議」を発足
平成 21 年 10 月	「北海道地域自殺対策緊急強化推進事業に係る補助金」を活用し、自殺予防対策事業を開始
平成 22 年 3 月	「札幌市自殺総合対策行動計画」（平成 21～25 年度）を策定
平成 23 年 3 月	内閣府の「こころの健康相談統一ダイヤル」に参加
平成 25 年 3 月	精神障害者社会適応訓練事業を廃止
平成 26 年 3 月	「第 2 次札幌市自殺総合対策行動計画（札幌ほっとけない・こころのプラン）」（平成 26～30 年度）を策定
平成 29 年 4 月	地域自殺対策推進センター運営事業を開始
平成 31 年 3 月	「札幌市自殺総合対策行動計画 2019」（令和元～5 年度）を策定
令和 2 年 1 月	札幌市依存症相談拠点（「札幌市依存症相談窓口」）を開設
令和 2 年 4 月	ひきこもり対策推進事業をセンターへ移管
令和 4 年 4 月	各区保健福祉部で行っていた自立支援医療（精神通院医療）、精神障害者保健福祉手帳の支給（交付）認定業務を精神保健福祉センターに集約し、精神事務係としてセンターへ移管。

2 業務概要

センターは、法第6条第2項に基づき、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、及び調査研究を行い、かつ、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものを行っている。具体的な運営については、厚生労働省が定めたセンター運営要領（平成8年健医発第57号厚生省保健医療局長通知 P.88）により行われている。

(1) 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、札幌市の精神保健福祉主管部局及び関係諸機関に対し、専門的立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等をする。

(2) 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、各区役所の職員等に対し、専門的立場から、積極的な技術指導及び技術援助を行う。

(3) 人材育成

各区役所、精神保健福祉関係機関及び障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う事業所等その他の関係諸機関等で精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の教育研修を行い、技術的水準の向上を図る。

(4) 普及啓発

札幌市民に対し精神保健福祉及び精神障がいについての正しい知識、精神障がい者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、各区等が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

(5) 調査研究

地域精神保健福祉活動の推進並びに精神障がい者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究をするとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、各区等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。

(6) 精神保健福祉相談

センターは、精神保健及び精神障がい者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものを行う。心の健康相談から、精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、認知症等の特定相談を含め、精神保健福祉全般の相談を実施する。センターは、これらの事例についての相談指導を行うため、総合的技術センターとしての立場から適切な対応を行うとともに、必要に応じて関係諸機関の協力を求めるものとする。

(7) 組織育成

地域精神保健福祉の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要である。このため、センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体などの組織の育成

に努めるとともに、各区役所単位での組織の活動に協力する。

(8) 精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の審査に関する事務を行うものとする。また、法第 38 条の 4 の規定による請求等の受付についてもセンターにおいて行うなど、審査の客観性、独立性を確保できる体制を整えるものとする。

(9) 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定事務

センターは、障害者総合支援法第 52 条第 1 項の規定による自立支援医療（精神通院医療）の支給認定及び法第 45 条第 1 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付申請に対する判定業務を行うものとする。

上記(1)～(9)のほか、センターでは、精神科救急情報センターの運営や自殺総合対策推進事業など、法定業務以外も行っている。

(10) 精神科救急情報センターの運営

平日夜間及び土曜日、日曜日、祝日における緊急の精神科医療に対応するため、精神科救急情報センターの運営を行う。

(11) 自殺総合対策推進事業の実施

札幌市自殺総合対策行動計画 2019 に基づき、札幌市における自殺総合対策の主管課としてさまざまな事業を実施し、市民が安心・安全に暮らせるまちづくりを進め、「ひとりでも多くの命を救う」ことのできる社会の実現を目指す。

(12) 依存症対策地域支援事業の実施

依存症への総合的な対策の実施と強化のため、医療体制の整備（依存症専門医療機関の設置等）、相談体制の整備（依存症相談窓口の設置、市民への普及啓発、研修の実施等）、連携体制の構築（依存症対策地域支援連携会議の開催等）に向けた取組を、北海道と連携をしつつ実施する。

(13) ひきこもり対策推進事業の実施

ひきこもりに特化した専門相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」を設置し、ひきこもり本人やその家族等、誰もが安心して相談できる環境を整備する。

また、ひきこもり本人やその家族等が定期的に情報交換及び相談員からの支援を受けられるよう、集団型支援拠点「よりどころ」を定期開催する。

(14) 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の決定事務

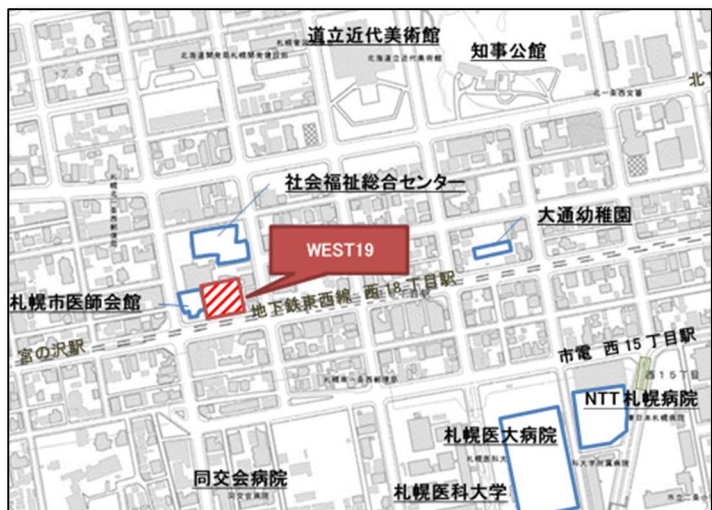
上記(9)自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定結果に基づき自立支援医療（精神通院医療）の支給認定及び精神障害者保健福祉手帳の交付申請に対する決定事務を行う。

3 施設及び職員

(1) 施設状況

名称		札幌こころのセンター (札幌市保健福祉局障がい保健福祉部精神保健福祉センター)	
所在地		〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 4階 (札幌市営地下鉄東西線「西18丁目」駅1番出口すぐ)	
床面積		1,286.93 m ²	
電話番号	代表電話	011-622-5190	
	精神事務係	011-590-1766	
	相談専用	011-622-0556	
FAX		011-622-5244	
Eメール		kokoronocenter@city.sapporo.jp	
公式HP	札幌こころのセンター	https://www.city.sapporo.jp/eisei/gyomu/seisin/index.html	
	札幌こころのナビ	https://www2.city.sapporo.jp/hottokenai-kokoro/hottokenai-kokoro.html	
公式X (旧 Twitter)		https://twitter.com/kokoronocenter	

(2) 施設の位置

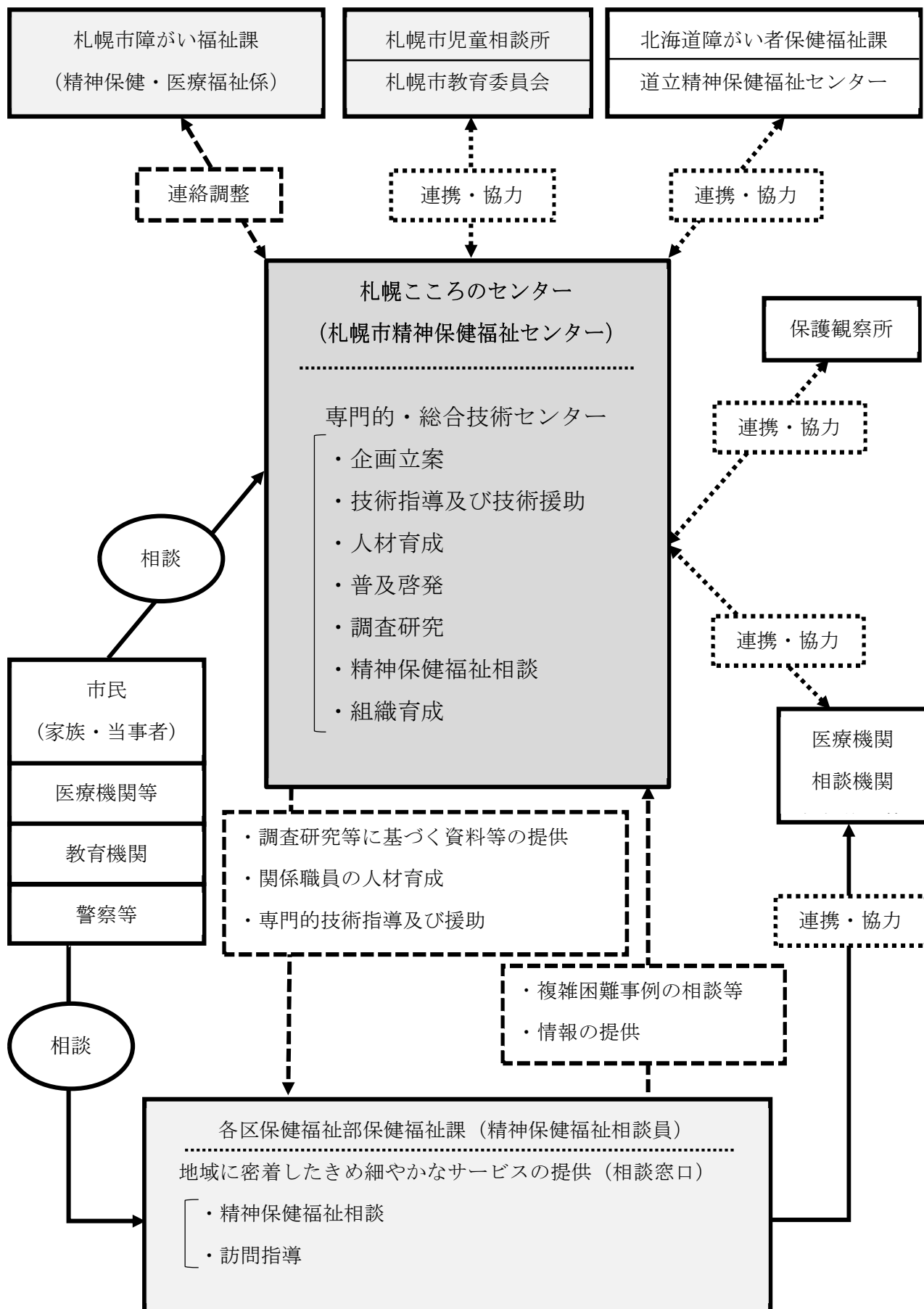


※ 国土地理院地図（電子国土WEB）を基に作成。

(3) 職員配置（年度末現在）

職名	職種	人数		備考
		令和 3年度	令和 4年度	
精神保健担当部長	技術職員(医師)	1	1	
所長	技術職員(医師)	0	0	精神保健担当部長事務取扱
業務担当課長	事務職員	1	1	
相談支援担当課長	技術職員(保健師)	1	1	
管理係長	事務職員	1	1	
管理係	事務職員	6	6	
	会計年度任用職員	1	1	
精神事務係長	事務職員	0	1	
精神事務係	事務職員	0	7	
	会計年度任用職員	0	5	
相談支援係長	技術職員(保健師)	1	1	
相談支援係	技術職員(保健師)	2	2	
	技術職員(セラピスト)	3	3	
	技術職員 (作業療法士)	1	1	
保健推進担当係長	技術職員(セラピスト)	1	1	
総数		19	32	

4 センター相談業務関連図



5 歳出予算決算状況

(単位：千円)

名称	令和4年度 予算額(A)	令和4年度 決算額(B)	(A) - (B)
精神保健福祉センター運営費	55,471	67,345	▲11,874
精神科救急医療体制整備費	39,000	38,134	866
自殺総合対策推進事業費	17,000	10,048	6,952
ひきこもり対策推進費	19,000	18,800	200

Ⅱ 実績

1 企画立案

(1) 行政関係会議等への参加

精神保健福祉及びその関連領域の諸問題の解決や支援等を目的とした所管部局・団体による会議等へ委員等として出席し、専門的立場から意見提案等を行っている。

ア 精神保健福祉関係

主催者	会議名	開催日
札幌市社会福祉協議会	権利擁護審査会	合計 10 回参加
公益財団法人 北海道精神保健推進協会	北海道精神保健推進協会評議員会	書面とオンラインの ハイブリッド開催
北海道精神保健協会	北海道精神保健協会常任理事会	書面開催

イ 精神医療審査会

主催者	会議名	開催日
札幌市精神医療審査会	札幌市精神医療審査会総会	4 月 ※書面とオンラインの ハイブリッド開催
札幌市精神医療審査会	札幌市精神医療審査会合同委員会	12 月 ※書面とオンラインの ハイブリッド開催
全国精神医療審査会 連絡協議会	全国精神医療審査会連絡協議会総会 シンポジウム	2 月 24 日(金) ※オンライン開催

ウ 医療観察法

主催者	会議名	開催日
札幌保護観察所	心神喪失者等医療観察法に係るケア会議 (指定入院医療機関主催 CPA 会議含む)	合計 30 回参加 (1 回)
札幌保護観察所	令和 4 年度医療観察制度地域連絡協議会	1 月 30 日(月) ※参集とオンラインの ハイブリッド開催
札幌保護観察所	令和 4 年度医療観察制度 北海道運営連絡協議会	9 月 7 日(水) ※オンライン開催

エ 犯罪被害者支援

主催者	会議名	開催日
北海道被害者支援連絡協議会	北海道被害者支援連絡協議会定期総会	7 月 11 日(月)
札幌方面中央警察署警務課	札幌中央被害者支援連絡協議会定期総会	11 月 2 日(水) 事例検討回答のみ

オ 依存症

主催者	会議名	開催日
厚生労働省社会・援護局、 依存症対策全国センター	令和 4 年度都道府県等依存症専門医療機関 /相談員等合同全国会議	1 月 13 日(金) ※オンライン開催
北海道	令和 4 年度 北海道ギャンブル等依存症対策 推進会議「対策推進部会」	6 月 30 日(木) ※オンライン開催 1 月 18 日(水) ※オンライン開催
北海道	令和 4 年度 北海道ギャンブル等依存症対策 推進会議	1 月 30 日(月) ※オンライン開催

北海道	令和4年度 北海道アルコール健康障害対策推進会議	8月26日(金) ※オンライン開催 3月8日(水) ※オンライン開催
北海道立 精神保健福祉センター	令和4年度北海道立精神保健福祉センター 依存症対策連携会議	10月25日(火) ※オンライン開催

カ 全国及び東北・北海道精神保健福祉センター（所）長会等

主催者	会議名	開催日
全国精神保健福祉 センター長会	全国精神保健福祉センター長会定期総会	7月1日(金) ※オンライン開催
	全国精神保健福祉センター長会 精神保健福祉センター所長会議 (全国精神医療審査会長会議と合同開催)	2月24日(金) ※オンライン開催

キ 自殺対策

主催者	会議名	開催日
いのち支える自殺総合対策 推進センター	地域自殺対策推進センター連絡会議	7月14日(木) ※オンライン開催
	北海道・東北地域自殺対策推進センター ブロック会議	11月14日(月) ※オンライン開催
北海道保健福祉部	北海道自殺対策連絡会議	7月※書面開催 11月※書面開催 1月31日(火) ※オンライン開催

(2) 自殺対策関係会議の開催

センターでは、自殺対策の所管課として、札幌市自殺総合対策推進会議を中心とする庁内会議と医療・福祉・教育・法律等の分野29機関で構成する札幌市自殺総合対策連絡会議の運営や事業の企画・実施、予算要求及び議会対応等を行っている。

会議名	開催日
札幌市自殺総合対策推進会議幹事会	2月※書面開催 3月※書面開催
札幌市自殺総合対策推進会議	中止※
札幌市自殺総合対策連絡会議	12月26日(月) ※オンライン開催
自殺未遂者支援部会	7月19日(火) 3月28日(火)
学生メンタルヘルス支援部会	5月30日(月) 7月29日(金) 9月1日(木) 12月15日(土) 1月26日(木) 3月9日(木)

2 技術指導・技術援助

(1) 連絡調整支援事業

各区の精神保健福祉活動における問題等について、専門的見地から指導・支援を行うことで、各区の精神保健福祉相談体制の強化・向上を図ることを目的に平成 16 年度から本事業を実施している。技術職員（精神保健福祉士、セラピスト、保健師、作業療法士）が定期的に各区に出向き、または電話等により、困難事例等に対してコンサルテーションを行い、各区の精神保健福祉相談員をサポートしている。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、感染拡大状況に応じて、外勤または電話にて連絡調整支援事業を実施した。

<各区の相談件数（内容別）>

相談内容	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	合計
老人保健	0	0	0	1	0	0	1	0	0	3	5
入院・治療	0	0	0	3	1	0	7	3	1	2	17
社会復帰	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
アルコール	0	0	1	4	0	0	0	0	1	0	6
薬物	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
ギャンブル	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
ゲーム	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
思春期	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
心の健康づくり	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2
ひきこもり	0	0	0	0	0	4	0	1	2	0	7
自殺関連	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2
自死遺族	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
犯罪被害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
発達障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
高次脳機能障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	14	1	1	2	5	5	2	7	3	3	43
令和 4 年度 合計	14	1	2	11	7	10	10	13	9	10	87
令和 3 年度 合計	17	3	3	11	8	4	5	5	3	5	64

(2) 障害福祉サービス（精神障がい者）支給に係る意見依頼について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、平成 18 年 10 月の障害者自立支援法施行時より、精神医学的見地から障害福祉サービス（精神障がい者）

支給の要否に係る意見を述べている。各区保健福祉部が申請時に受理した書類等と、各区精神保健福祉相談員が障害支援区分認定調査で聴取した生活状況等の情報をもとに実施している。12月より、通知の一部改正を行ったため、意見依頼数は昨年度よりも減少している。

ア 区別依頼数

依頼内容	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	合計
精神障がい者であることの確認	18	19	22	23	8	28	6	8	13	8	153
障害福祉サービス支給要否	24	40	40	41	7	52	10	14	2	13	243
令和4年度 合計	42	59	62	64	15	80	16	22	15	21	396
令和3年度（参考）	39	66	90	70	16	51	16	34	32	39	453

イ 依頼内容及び回答

(ア) 精神障がい者であることの確認依頼数及び回答内訳

年度	確認できる	疑義あり	合計
令和4年度	153	0	153
令和3年度（参考）	159	5	164

(イ) 障害福祉サービス意見依頼内容及び回答内訳（重複あり）

回答内訳	利用可能	調整が必要	利用が困難	12月以降の 意見依頼	合計
居宅介護	55	2	0	0	57
行動援護	0	0	0	0	0
重度訪問介護	1	0	0	0	1
生活介護	2	0	0	0	2
短期入所	4	0	0	0	4
施設入所支援	0	0	0	0	0
共同生活援助	147	0	0	1	148
自立訓練（生活訓練）	0	0	0	0	0
自立訓練（宿泊型）	1	0	0	0	1
就労移行支援	3	0	0	0	3
就労継続支援A・B型	1	0	1	2	4
移動支援	41	1	0	1	43
令和4年度 合計	255	3	1	4	263
令和3年度（参考）	289	19	7		315

(3) ケア会議への参加

ア 依頼者別コンサルテーション件数

依頼者	区保健福祉課	市教育委員会	保護観察所	児童観察所	医療機関	福祉施設	相談室・地域活動支援センター	その他	合計
件数	8	0	32	0	5	1	0	19	65

※ 「その他」は、上記以外の本市の他部署や教育機関、地域の相談・支援機関など。

※ 令和3年度のコンサルテーション件数は82件（参考）。

※ 保護観察所からの依頼（32件）は、心神喪失者等医療観察法に係る指定通院処遇対象者についてのケア会議29件、指定入院医療機関主催のCPA会議1件のほか処遇対象者に関する打合せ等2件。

イ 内容

相談内容	老人精神保健	入院・治療	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	心の健康づくり	ひきこもり	自殺関連	自死遺族	犯罪被害	発達障害	高次脳機能障害	その他	合計
件数	3	6	31	1	0	0	1	0	0	0	2	1	0	1	0	19	65

ウ 心身喪失者等医療観察法関連

年度	支援事例数			処遇終了 件数	ケア会議 出席件数
	合計	新規	前年度からの継続		
令和4年度	12	2	10	1	30
令和3年度（参考）	13	5	8	3	29

3 人材育成

(1) 精神保健福祉関係職員研修

精神保健福祉相談業務に携わる職員の資質向上を図るため、業務に必要とされる知識及び援助技術等に関する各種研修を実施している。

ア 精神保健福祉相談員研修

対象：各区保健福祉課の精神保健福祉相談員

研修名	実施日	内容	講師	受講者
基礎研修	4月25日(月)、 26日(火)	精神疾患の理解と対応	所長(医師)	12名
		精神保健福祉法について	精神保健・医療福祉係長	
		精神保健福祉相談員の業務	区保健福祉課 精神保健福祉相談員	
		精神保健福祉センターの業務	相談支援係長	
		札幌市精神科救急情報センターについて	保健推進担当係長	
事例検討会	月1回程度開催 (合計9回)	各区から輪番で提出される事例を通じて、対象者支援における「アセスメント(見立て)」や「プランニング(手立て)」について検討するもの	所長(医師) 相談支援係	93名 (延)
施設見学	8月16日(火)	医療法人社団 五稜会病院	—	7名
	8月18日(木)	札幌連合断酒会 中央断酒会	—	2名
	9月12日(月)	札幌連合断酒会 リラの会	—	4名
テーマ別研修	2月13日(月) 集合研修	精神保健福祉相談員の研修ニーズを踏まえ、日頃の業務で必要な精神保健福祉に関する知識や相談援助技術等を習得し、相談対応力の向上を図るもの	こころのリカバリー 総合支援センター所長・ 精神科医 阿部 幸弘氏	8名 (集合)
	2月14日(火) ～3月14日(火) 講義動画配信	テーマ「家族の変化が起こるときのアセスメントと支援～精神疾患を持ちながら地域で生活する方を支援するために～」		73名 (オンライン)

イ 精神保健福祉関係職員研修（ケースワーク向上研修）

対象：精神保健福祉関係の知識を必要とする職場に勤務する職員

実施日	内容	講師	受講者
11月10日(木) 集合研修	精神障がい者の支援におけるケースワーク技術（問題や課題のアセスメント、支援方法のプランニング、介入のあり方、関係部署・機関との連携のあり方等）について講義や事例検討等を通して具体的に学び、精神保健福祉関係業務を行う上でのケースワーク技術の向上を図るもの テーマ「明日からまた相談を受けたいようになるために～ケースワークにおける徒労感を感じるあなたへ～」	所長（医師）	6名 (集合)
11月16日(水) ～11月25日(金) 講義動画配信			37名 (オンライン)

ウ 精神保健福祉関係職員転入者研修（基礎研修）

対象：精神保健福祉関係の知識を必要とする職場に新規採用又は転入した職員

実施日	内容	講師	受講者
6月27日(月) ～7月22日(金) 講義動画配信	精神疾患の理解と対応	所長（医師）	98名 ※申込者
	精神保健福祉法について	精神保健・医療福祉係長	
	精神保健福祉相談員の業務	区保健福祉課 精神保健福祉相談員	
	精神保健福祉センターの業務	相談支援係長	
	札幌市精神科救急情報センターについて	保健推進担当係長	

(2) 教職員向け研修

対象：札幌市で学校教育に携わる教職員

実施日	内容	講師	受講者
7月11日(月)～ 9月30日(金)	子ども理解に関わる研修会（教育委員会と共催） ※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、動画配信での研修実施。	大学教授	316校の 教職員
7月22日(金)～ 8月26日(金) ※ 資料提供	教育センター専門研修（教養研修） 「青年期のメンタルヘルスの理解と対応」 ※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、動画配信での研修実施。	相談支援係	133名

4 普及啓発

(1) 研修及び講演会等への講師派遣実績

ア 派遣実績一覧

実施日	テーマ・内容	講師	依頼元
4月4日(月)	令和4年度新任面接員研修 「札幌市の自殺総合対策」	相談支援係	保) 保護自立支援課
4月22日(金) ※WEB研修	令和4年度収納係新任職員研修 「ゲートキーパーについて」	相談支援係	保) 保険企画課
4月25日(月)・ 26日(火) ※資料提供	令和4年度第1回納税系統新任職員研修 「札幌市の自殺総合対策とゲートキーパーについて」	相談支援係	財) 税政部 納税指導課
5月21日(土)	いのちの電話 第41期生・第42期生 集中講座 「うつ病」	所長(医師)	社会福祉法人 北海道いのちの電話
5月26日(木) ※資料提供	青少年育成委員会連絡協議会 「悩んでいる人にできること～ゲートキーパーの役割から～」	相談支援係	子) 子どもの 権利推進課
6月 ※資料提供	令和4年度保健福祉課新任職員基礎研修 「札幌市における自殺総合対策とゲートキーパーについて」	相談支援係	保) 総務課
6月7日(火) ※WEB研修	みんなで学ぶ「ゲートキーパー入門講座」 「札幌市における自殺総合対策とゲートキーパーについて」	相談支援係	株式会社 F F
7月16日(土)	令和4年度第2回産業医研修会	所長(医師)	北海道医師会
7月22日(金)～ 8月26日(金) ※資料提供	札幌市教育センター専門研修 「青年期のメンタルヘルスの理解と対応」	相談支援係	教) 教職員 育成担当課
7月23日(土)	第741回精神療養講座 フリートーク「精神疾患を持つ家族のヤングケアラーについて」	所長(医師)	特定非営利活動法人 札幌市精神障害者 家族連合会
8月23日(火)	学校司書研修 I	相談支援係	教) 教育課程担当課
8月30日(火)	心の健康づくり電話相談員向け研修会 (1回目)	相談支援係	特定非営利活動法人 札幌市精神障害者 家族連合会
9月上旬 ※動画配信・ 資料提供	令和4年度新任ケースワーカー研修 「札幌市における自殺総合対策」	相談支援係	保) 保護自立支援課
10月8日(土) ※WEB研修	みんなで学ぶ「ゲートキーパー入門講座」 「札幌市における自殺総合対策とゲートキーパーについて」	相談支援係	にじいろほっかいどう
10月27日(木)	公衆衛生看護援助論 I 「精神保健福祉センターの業務」	相談支援係	札幌市立大学
11月29日(火)	令和4年度社会福祉主事実習	相談支援係長 (保健師)	保) 総務課

12月6日(火) ※WEB研修	キャリアコンサルタント更新研修(知識)	相談支援係	北海道労働局
12月9日(金)	手稲区出前研修 令和4年度市政知識・能力向上研修(第4回) 「ゲートキーパーの役割って?」	相談支援係	手)市民部 総務企画課
1月17日(火)	心の健康づくり電話相談員向け研修会 (2回目)	相談支援係	特定非営利活動法人 札幌市精神障害者 家族連合会
2月2日(木)	令和4年度家庭生活総合カウンセリングセンター 一級家庭生活カウンセラー養成講座	所長(医師)	公益社団法人 北海道家庭生活総合 カウンセリングセンター
3月6日(月)～ 3月27日(月) ※動画配信	精神科救急情報センター相談員研修 ゲートキーパー研修	所長(医師)	特定非営利活動法人 札幌市精神障害者 家族連合会

(2) 相談会等派遣

開催日	行事名	派遣者	依頼者
9月16日(金) 3月14日(火)	暮らしとこころの相談会	相談支援係	札幌弁護士会

(3) 行事の共催及び名義後援実績

	開催日	行事名	主催団体
後援	6月11日(土)	北海道いのちの電話「花と名曲いのち 奏でるコンサート2022」	社会福祉法人 北海道いのちの電話
後援	8月6日(土)	北海道オンライン道民健康セミナー 健康とお酒の深～い関係	北海道、大塚製薬株式会社メデ ィカル・アフケアズ部
後援	9月4日(日)～ 9月6日(火)	ほっ！と相談	一般財団法人 メンタルケア協会札幌事務所
後援	9月11日(日)	北海道いのちの電話・市民公開講座 「いのちと音楽～そしてフルート奏」 (厚生労働省補助事業)	社会福祉法人 北海道いのちの電話
後援	10月5日(水)	健康づくり講演会	全国健康保険協会北海道支部
後援	10月15日(土)	第15回北海道アルコール・薬物依存予 防、早期発見、解決市民フォーラム	北海道アルコール・薬物依存予 防、早期発見、解決市民フォー ラム
後援	12月1日(木)	いのちの日トークライブ	自殺未遂当事者の会-芯-
後援	3月5日(日)～ 3月7日(火)	ほっ！と相談	一般財団法人 メンタルケア協会札幌事務所

団体等が主催する精神保健福祉や自殺予防等に関する行事について、団体等からの申請に基づき、可否を判断したうえで後援等を行っている。

5 調査研究

< 研究発表・寄稿等 >

実施月	テーマ・内容	学会名等
6 月	「札幌市精神保健福祉センターにおけるインターネットを活用した普及啓発」	日本精神神経学会発表 シンポジウム 58「全国の精神保健福祉センターにおける自殺予防対策の取り組み」

6 精神保健福祉相談

センターでは、来所及び電話により、精神保健福祉に関する各種の相談に応じている。相談業務では、必要に応じて各区の精神保健福祉相談員、相談機関、行政機関などと協力し、複雑困難事例に対応している。なお、依存症特定相談事業については、「13 札幌市依存症対策総合支援事業（P41）」にて述べる。

(1) 来所相談

ア 相談件数

年度	相談件数		
		新規件数	継続件数
令和 4 年度	103	47	56

イ 新規相談対象者の年齢

	20 歳未満	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70 歳以上	不明	合計
男性	1	10	3	5	4	4	1	2	30
女性	3	3	0	1	5	3	1	1	17
合計	4	13	3	6	9	7	2	3	47

ウ 新規相談対象者の居住区

居住区	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	市外	不明	合計
件数	13	3	4	3	0	1	3	5	3	0	5	7	47

エ 新規相談者の相談内容（重複あり）

相談内容	件数	割合（％）
精神科医療の問題	17	23.9
診断治療に関すること	3	
セカンドオピニオン	1	
診療機関・相談機関に関すること	13	
てんかん	0	
その他	0	
行動上の問題	5	7.0
ひきこもり	1	
不登校	4	
家庭内暴力・DV	0	
虐待	0	
その他（不当要求、非行行為など）	0	
習慣的行動の問題	13	18.3
ギャンブル	7	
アルコール	2	
薬物	1	
ゲーム	0	
買い物	0	
摂食障害	0	
インターネット	0	
その他	3	
福祉的制度	5	7.0
社会資源	4	
年金	1	
その他	0	
対人関係	12	16.9
家庭	6	
職場	0	
学校	3	
その他	3	
その他	19	26.8
話を聞いてほしい	10	
その他	9	
合計	71	100

割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません。

オ 新規相談の結果

結果	助言指導	来所指導	他機関紹介					傾聴	その他	合計
			医療機関	関係機関	他の相談機関	保健所	その他			
件数	31	4	5	3	2	0	1	4	1	51

(2) 心の健康づくり電話相談

平日日中（9～17時）及び平日夜間（17～21時）、土・日・祝日（10～16時。年末年始を除く）において、専用回線で電話相談を受けている。

ア 相談件数の推移

相談件数は年々増加傾向にあったが、平成30年11月より2名体制で相談を受けており、更に増加している。内訳として、「平日日中受付分」の継続相談の割合は増加しているが、「平日夜間、土・日・祝日受付分」の継続相談の割合は減少している。

年 度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総相談件数	件数	8,742	10,580	11,353	11,758	12,134
平日日中受付分	件数	4,873	7,070	7,471	7,512	8,097
平日日中受付分月平均	件数	406.1	589.2	622.6	626.0	674.8
平日夜間、土・日・祝日受付分	件数	3,869	3,510	3,882	4,246	4,037
平日夜間、土・日・祝日受付分月平均	件数	322.4	292.5	323.5	353.8	336.4
新規相談	件数	3,956	5,006	4,991	5,224	4,758
	%	45.3	47.3	44.0	43.1	39.2
平日日中受付分	件数	2,782	3,595	3,355	3,685	3,206
	%	57.1	50.8	44.9	49.1	39.6
平日夜間、土・日・祝日受付分	件数	1,174	1,411	1,636	1,539	1,552
	%	30.3	40.2	42.1	36.2	38.4
継続相談	件数	4,786	5,574	6,362	6,893	7,376
	%	54.7	52.7	56.0	56.9	60.8
平日日中受付分	件数	2,091	3,475	4,116	3,827	4,891
	%	42.9	49.2	55.1	50.9	60.4
平日夜間、土・日・祝日受付分	件数	2,695	2,099	2,246	2,707	2,485
	%	69.7	59.8	57.9	63.8	61.6

※ センター受付分の件数は依存症相談専用電話の相談件数を除く

イ 令和４年度のセンター受付分（平日日中）の相談状況

(ア) 相談者と対象者との関係

		本人	家族					関係 機関	そ の 他	合計
			配偶者	親	子	兄弟 姉妹	そ の 他			
男性	令和４年度	1,458	60	75	23	20	14	6	47	1,703
	令和３年度	1,623	57	83	32	21	17	9	62	1,904
	前年度差	▲165	+3	▲8	▲9	▲1	▲3	▲3	▲15	▲201
	%	85.6	3.5	4.4	1.4	1.2	0.8	0.4	2.8	100
女性	令和４年度	5,573	110	471	73	45	48	15	59	6,394
	令和３年度	4,717	83	520	87	48	51	16	86	5,608
	前年度差	+856	+27	▲49	▲14	▲3	▲3	▲1	▲27	+786
	%	87.2	1.7	7.4	1.1	0.7	0.8	0.2	0.9	100
合計	令和４年度	7,031	170	546	96	65	62	21	106	8,097
	令和３年度	6,340	140	603	119	69	68	25	148	7,512
	前年度差	+691	+30	▲57	▲23	▲4	▲6	▲4	▲42	+585
	%	86.8	2.1	6.7	1.2	0.8	0.8	0.3	1.3	100

割合は小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません。

(イ) 相談者の年齢別状況

		10代以下	20～30代	40～50代	60代以上	不明	合計
男性	件数	15	460	793	350	85	1,703
	%	0.9	27.0	46.6	20.6	5.0	100
女性	件数	25	590	3,432	2,154	193	6,394
	%	0.4	9.2	53.7	33.7	3.0	100
合計	件数	40	1,050	4,225	2,504	278	8,097
	%	0.5	13.0	52.2	30.9	3.4	100

割合は小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません。

(ウ) 相談者の居住地別状況

	札幌市内											
	中 央	北	東	白 石	厚 別	豊 平	清 田	南	西	手 稲	区不明	市内 合計
件数	331	1,102	195	648	113	179	54	76	1,106	54	3,562	7,420
%	4.1	13.6	2.4	8.0	1.4	2.2	0.7	0.9	13.7	0.7	44.0	91.6
	市外		不明		合計							
件数	409		268		8,097							
%	5.1		3.3		100							

割合は小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません。

(エ) 相談経路

相談経路	市役所等関係機関	相談機関	医療機関	保健所・保健センター	教育機関	他の電話相談	報道機関・新聞広告	ポスター・ステッカー	インターネット	その他の広報	知人	既知	その他・不明	合計
件数	63	37	244	16	7	20	11	7	341	31	39	4,989	2,292	8,097
%	0.8	0.5	3.0	0.2	0.1	0.2	0.1	0.1	4.2	0.4	0.5	61.6	28.3	100

割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません。

(オ) 通話時間別状況

		15分未満	15～30分未満	30分～1時間未満	1時間以上	合計
男性	件数	987	474	205	37	1,703
	%	58.0	27.8	12.0	2.2	100
女性	件数	3,507	1,629	1,077	181	6,394
	%	54.8	25.5	16.8	2.8	100
合計	件数	4,494	2,103	1,282	218	8,097
	%	55.5	26.0	15.8	2.7	100

割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません。

(カ) 相談対象者の状況

a 年齢別状況

		20歳未満	20～30代	40～50代	60代以上	不明	合計
男性	件数	119	569	792	361	104	1,945
	%	6.1	29.3	40.7	18.6	5.3	100
女性	件数	162	639	3,108	2,031	179	6,119
	%	2.6	10.4	50.8	33.2	2.9	100
不明	件数	7	1	1	0	24	33
	%	21.2	3.0	3.0	0.0	72.7	100
合計	件数	288	1,209	3,901	2,392	307	8,097
	%	3.6	14.9	48.2	29.5	3.8	100

割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません。

b 職業別状況

		学生	有職	無職	不明	合計
男性	件数	134	558	962	291	1,945
	%	6.9	28.7	49.5	15.0	100
女性	件数	190	673	4,677	579	6,119
	%	3.1	11.0	76.4	9.5	100
不明	件数	4	2	10	17	33
	%	12.1	6.1	30.3	51.5	100
合計	件数	328	1,233	5,649	887	8,097
	%	4.1	15.2	69.8	11.0	100

割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません。

c 受診歴別状況

	有り	無し	不明	合計
件数	5,994	868	1,235	8,097
%	74.0	10.7	15.3	100

割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません。

d 相談の結果

結果	助言指導	来所指導	他機関紹介					傾聴	その他	合計
			医療機関	関係機関	他の相談機関	保健センター・保健所	その他			
件数	956	12	936	265	221	54	26	5,460	167	8,097

e 相談内容別状況（重複あり）

相談内容	件数	割合（％）
精神科医療の問題	1,343	11.7
診断治療に関すること	142	
セカンドオピニオン	3	
診療機関・相談機関に関すること	1,087	
てんかん	11	
その他	100	
行動上の問題	526	4.6
ひきこもり	44	
不登校	67	
家庭内暴力・DV	59	
虐待	35	
その他	321	
習慣的行動の問題	155	1.4
ギャンブル	16	
アルコール	55	
薬物	21	
（再掲）危険ドラッグ	(0)	
ゲーム	5	
買い物	7	
摂食障害	15	
インターネット	5	
その他	31	
福祉的制度	105	0.9
社会資源	72	
年金	5	
その他	28	
対人関係	2,323	20.3
家庭	1,525	
職場	279	
学校	51	
その他	468	
その他	7,002	61.1
話を聞いて欲しい	6,593	
その他	409	
合計	11,454	100

割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません。

(3) 手紙による相談

センターでは、手紙による相談は原則として行っていないが、刑務所に収監中の方等、電話を使えない事情がある方からの相談が手紙によって寄せられた場合には、一般の市民対応の一環として対応している。

ア 手紙による相談の件数（令和４年度）

７件

イ 相談の内容・対応

主に薬物（覚醒剤）依存についての相談であった（相談時留置場内、刑務所内にいる方等）。必要に応じて、出所後の相談先等を案内した。

7 心の健康相談事業

(1) 事業の概要

各区役所保健福祉課において、精神科医師が精神障がい者やその家族からの精神保健福祉に関する相談及び区保健福祉部に対する技術指導を行っている。相談は毎月1～2回、各区が予め設定する曜日、時間において予約制で実施している。なお、本事業にかかる相談業務は、精神科の臨床経験を要するほか、精神保健福祉に関する学識を有していることなど高い専門性が求められるため、センターにおいて特別職非常勤職員として精神科医師を任用（令和5年3月31日現在11名）し、各区役所で「巡回相談」を行う形をとっている（※本事業は、平成18年度の機構改革により各区保健福祉部からセンターへ事業移管された）。

(2) 区別の相談件数の年度別推移

年度	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	合計
平成30年度	6	4	7	4	20	11	5	2	35	1	95
令和元年度	4	2	2	4	28	8	0	7	36	2	93
令和2年度	3	5	1	1	26	4	5	8	42	4	99
令和3年度	1	2	1	0	20	1	3	1	14	0	43
令和4年度	1	2	0	4	20	4	2	2	8	1	44

(3) 相談内容の内訳

ア 相談者と対象者との関係

相談者	本人	同居 親族	非同居 親族	区役所 職員	関係 機関	その他	合計
件数	10	14	4	8	8	0	44
%	22.7	31.8	9.1	18.2	18.2	0	100

割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません。

イ 対象者の年齢別状況

	20歳未満	20～30歳	40～64歳	65歳以上	不明	合計
男性	0	6	9	9	0	24
女性	0	4	8	8	0	20
合計	0	10	17	17	0	44

ウ 受診歴の有無

	有り	無し	不明	合計
件数	16	27	1	44
%	36.4	61.4	2.3	100

割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません。

エ 相談内容

	精神科受診の 必要性について		ケース処遇等に関する 精神保健の観点から		精神疾患を疑う 問題行動等		その他		合計	
件数	21		16		5		2		44	
%	47.7		36.4		11.4		4.5		100	
(再掲) 上記のうち、特定相談の項目に該当するもの										
	社会 復帰	アルコール	薬物	思 春 期	心の健康 づくり相談	老人 精神	ひきこもり	自殺 関連	犯罪 被害	
件数	9	1	0	0	11	14	2	0	0	

割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません。

オ 処遇

	助言指導	医療機関の 受診指導	その他	合計
件数	36	8	0	44
%	81.8	18.2	0	100

割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません。

8 組織育成

地域精神保健福祉の向上には、精神に障がいを持つ当事者、家族、地域住民などによる組織的な育成が不可欠であるとの観点から、市内で活動する家族会や患者会、社会復帰施設団体などの育成・支援に努めている。

分類	団体名	支援等の内容
当事者関連	NPO法人札幌連合断酒会	家族セミナーにおける活動紹介・酒害体験発表等の機会提供
家族会	札幌市精神障害者家族連合会	研修会への協力

9 精神医療審査会

精神医療審査会は、精神障がい者の人権に配慮しつつ、適正な医療及び保護を確保するために、精神科病院に入院中の方の書類審査や、退院・処遇改善請求審査を目的として、精神保健法（当時）の規定により、昭和 62 年に創設された。札幌市では、大都市特例の施行により平成 8 年度に設置され、平成 14 年度から事務がセンターへ移管された。

(1) 根拠法令

- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（第 12 条～15 条）
- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（第 2 条）

(2) 業務概要

ア 審査会委員

17 名、3 合議体（1 合議体 5 名＋予備委員 2 名）

イ 開催回数

定例の審査会 年 35 回

（1 か月に 3 回開催、祝日により 1 回休会）

全体会 年 2 回

(3) 定期の報告等の審査件数及び審査結果の内訳

ア 審査実績

		医療保護入院者 入院届	医療保護入院者 定期病状報告書	措置入院者 定期病状報告書	合計
審査件数		4,029	2,326	8	6,363
審査結果	入院継続	4,029	2,326	8	6,363
	入院形態変更	0	0	0	0
	退院が適当	0	0	0	0

イ 年度別審査件数の推移

	医療保護入院者 入院届	医療保護入院者 定期病状報告書	措置入院者 定期病状報告書	合計
平成 30 年度	4,137	1,982	11	6,130
令和元年度	3,761	1,924	10	5,695
令和 2 年度	4,311	2,390	6	6,707
令和 3 年度	4,352	2,366	12	6,730
令和 4 年度	4,029	2,326	8	6,363

(4) 退院等の請求の審査件数及び審査結果の内訳

	受付件数											
		審査前に退院	審査前に取下	審査件数								審査未了（次年度へ）
				入院継続	処遇は適当	入院継続・処遇は適当	他の入院形態が適当	退院が適当	処遇は不適	入院継続・処遇は不適		
件数	52	6	9	30	22	0	6	1	0	0	1	7

※ うち3件は前年度受理し、審査継続していたもの。

※ 電話相談件数は年間772件(月平均 約64.3件)。

※ 受付から結果通知までの所要日数平均 45.1日

(参考：令和元年度 29.0日、令和2年度 29.3日、令和3年度 34.2日)

10 自立支援医療（精神通院医療）の支給認定及び精神障害者保健福祉手帳の判定に関する事務

法第6条第2項第4号の規定に基づき、札幌市自立支援医療（精神通院医療）支給認定等審査判定会を開催し、自立支援医療（精神通院医療）の支給認定及び精神障害者保健福祉手帳の審査判定事務を行っている。

(1) 沿革

本業務は従来、精神保健福祉審議会審査判定部会にて実施されていたものであるが、平成11年の法改正により、平成14年度からセンターへ移管されることとなった。そのため、平成14年度以降は、新たに本市の内部機関としてセンターが設置した「札幌市精神障害者通院医療費公費負担等審査判定会」にて本業務を実施していた。更に、平成18年には、通院医療費公費負担制度が障害者自立支援法第52条の規定による自立支援医療（精神通院医療）支給認定へと制度変更されたことから、名称を「自立支援医療（精神通院医療）支給認定等審査判定会」に変更した。

(2) 判定会の概要

ア 審査判定会委員

6名（合議制）

イ 開催回数

年間24回（1回につき約2時間）

(3) 自立支援医療（精神通院医療）支給認定の審査判定結果の内訳

年度	総件数	認定	非該当	一部認定		保留
				高額継続 非該当	その他	
平成30年度	23,911	21,851	109	1,274	16	661
令和元年度	30,375	28,879	45	121	18	1,312
令和2年度	15,536	14,832	17	106	4	577
令和3年度	25,185	23,891	22	263	12	997
令和4年度	35,252	33,595	33	279	27	1,318

※ 更新申請の診断書の提出が2年に1度省略可能であるため、偶数年度については判定件数が減少する傾向にある。このことに加え令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の流行により、令和2年3月1日～令和3年2月28日までの間に有効期間が満了する全ての受給者に対し、有効期間の1年間延長を行ったため、判定件数が少なくなった。

※ 令和元年7月より高額治療継続の判定基準を見直し、指定自立支援医療機関へ通知した。

(4) 精神障害者保健福祉手帳交付認定の審査判定結果の内訳

年度	総件数	1 級	2 級	3 級	非該当	保留
平成 30 年度	8,986	436	2,359	5,547	91	553
令和元年度	10,042	449	2,469	6,250	75	799
令和 2 年度	9,786	474	2,359	6,019	79	855
令和 3 年度	11,147	459	2,586	7,376	38	688
令和 4 年度	10,992	487	2,513	7,173	73	746

※ 令和 2 年度の総件数が減少しているのは、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、令和 2 年 3 月 1 日～令和 3 年 2 月 28 日までの間に有効期間が満了する全ての受給者に対し、1 年間の診断書提出猶予があり、一時的に判定件数が減少したためだと思われる。

11 精神科救急情報センターの運営

平成 16 年 6 月から北海道精神科救急医療体制整備事業の道央ブロックの位置づけで、札幌市が精神科救急情報センターを設置している。精神保健福祉士等の精神保健福祉に精通した者が電話にて精神科救急医療に関する相談を受け、必要に応じ当番病院や関係機関との調整を行っている。

各区の対応時間外である平日夜間、土曜、日曜及び祝日の対応を担うことで、365 日、24 時間体制を確保している。

(1) 精神科救急情報センターの相談対応件数

ア 年度別相談件数と病院受診件数の推移

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
相談件数	4,697	4,392	4,424	4,690	4,569
病院受診件数	765	837	679	660	597
受診率 (%)	16.3	19.1	15.3	14.1	13.1

イ 月別相談件数と病院受診件数

月平均 相談件数：380.8 件 病院受診：49.8 件

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
相談件数	305	452	375	409	402	506	414	356	367	352	301	330	4,569
受診件数	50	63	40	55	47	66	47	38	60	50	36	45	597

ウ トリアージ結果

	救急 対象外	助言指導	病院受診				合計
				当番病院	かかりつけ 病院	その他の 病院	
件数	2,587	1,385	597	552	29	16	4,569
%	56.6	30.3	13.1	(92.5)	(4.9)	(2.7)	100

割合は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100 とはなりません。

※ 括弧内は病院受診 597 件中の割合を示す。

エ 病院受診結果（内訳）

入院の総件数は 274 件。また、「その他・不明」は主にかかりつけ病院を受診したのちの結果が不明である件数。

	外来のみ	任意入院	医療保護入院	（緊急）措置入院	応急入院	受診せず	その他・不明	合計
件数	243	53	181	19	21	59	21	597
%	40.7	8.9	30.3	3.2	3.5	9.9	3.5	100

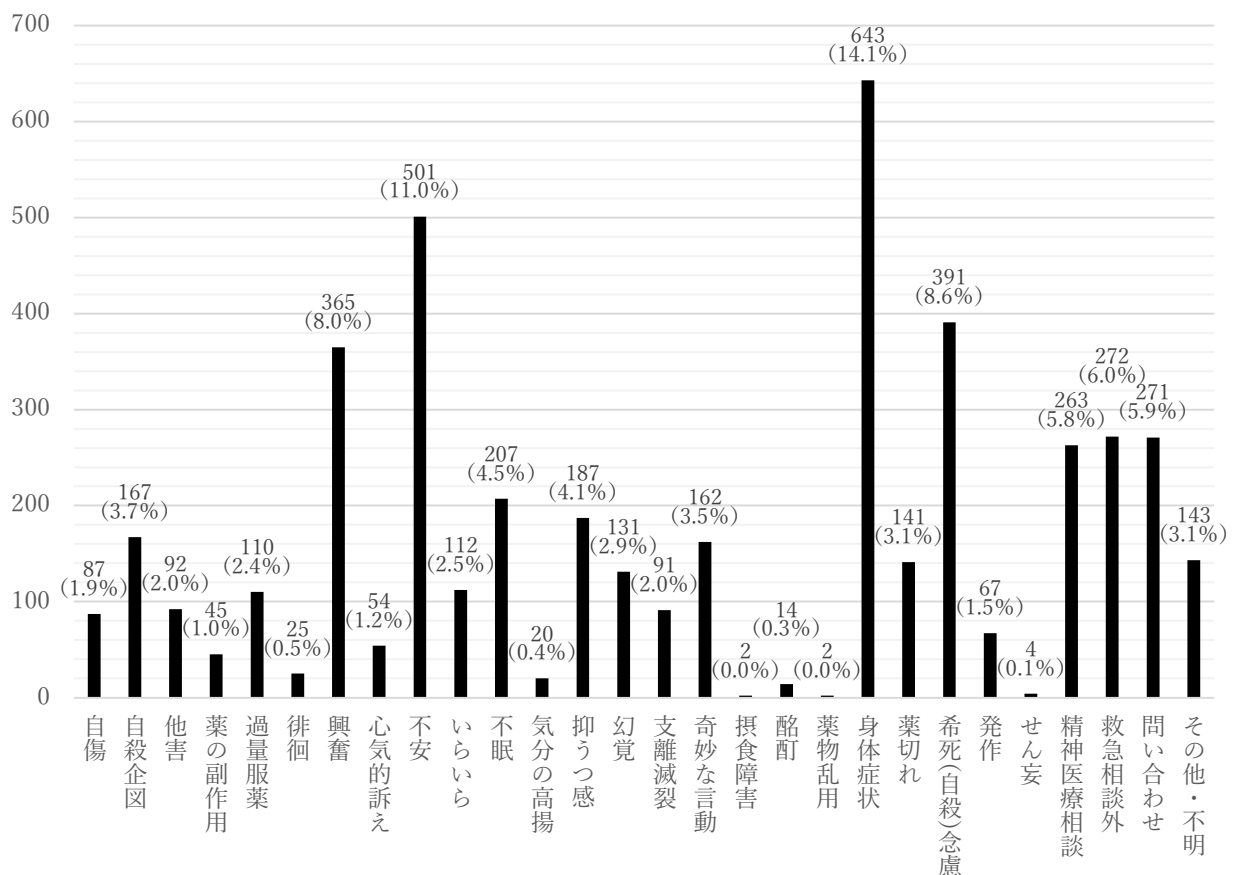
割合は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100 とはなりません。

オ 相談者別相談件数

	本人	同居親族	非同居親族	救急隊	警察	医療機関 精神科	医療機関 その他の	行政機関 保健所等	その他	不明	合計
件数	2,244	747	355	444	323	47	94	33	258	24	4,569
%	49.1	16.3	7.8	9.7	7.1	1.0	2.1	0.7	5.6	0.5	100

割合は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100 とはなりません。

カ 相談内容別



12 自殺総合対策推進事業

札幌市では、平成 20 年 8 月に関係各局の部長職で構成する「札幌市自殺予防対策庁内連絡会議」、翌平成 21 年 7 月には副市長を委員長とした関係各局長で構成する「札幌市自殺総合対策推進会議」を設置して、全庁を挙げて自殺対策を進めている。

また、平成 22 年 3 月に「札幌市自殺総合対策行動計画」、平成 26 年 3 月に「第 2 次札幌市自殺総合対策行動計画（札幌ほっとけない・こころのプラン）」、平成 31 年 3 月に「札幌市自殺総合対策行動計画 2019」を策定した。

本計画に基づき、札幌市では「ひとりでも多くのいのちを救う」ことを目標とし、自殺を考えている人を地域全体で救うことで、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指している。

(1) 札幌市における自殺の現状

年代別の自殺者数では、40～59 歳が最も多い。また、29 歳以下は増加傾向、60～69 歳は減少傾向にあり、それ以外の年代では増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移している。

ア 札幌市の自殺者数の推移

	自殺者数（人）								
		～19 歳	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70～79 歳	80 歳～
平成 30 年	324	8	44	45	66	69	43	26	23
令和元年	350	12	42	63	67	62	42	40	22
令和 2 年	323	13	41	46	52	60	38	42	31
令和 3 年	341	13	53	51	62	54	39	41	28
令和 4 年	359	15	62	46	75	76	28	32	25

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」を基に作成

イ 札幌市の自殺者死亡率の推移

	自殺死亡率（人口 10 万人あたり）								
		～19 歳	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70～79 歳	80 歳～
平成 30 年	16.6	2.6	21.8	18.1	21.8	26.9	15.2	12.6	15.6
令和元年	17.9	4.0	21.0	25.9	22.2	23.7	15.3	18.3	14.4
令和 2 年	16.5	4.3	20.6	19.4	17.3	22.6	14.4	17.9	19.7
令和 3 年	17.4	4.4	26.7	21.9	20.9	19.9	15.2	16.8	17.1
令和 4 年	18.3	5.1	31.4	20.1	25.7	27.4	11.1	14.7	18.3

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」及び総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」を基に作成

(2) 自殺対策関係会議の開催（再掲）

ア 札幌市自殺総合対策推進会議

札幌市の自殺対策を総合的に推進するため、庁内の関係部局との連携体制として、副市長を委員長とした関係各局長で構成する会議を設置している。

イ 札幌市自殺総合対策推進会議幹事会

局長級の推進会議に付議する事項を審議するため、推進会議に先立ち開催する部長級の会議。

ウ 札幌市自殺総合対策連絡会議

自殺対策に取り組む関係機関及び関係団体等が相互に連携・協力し、本市における自殺対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として設置している。設置要綱に基づき、「より専門的な見地で集中的な検討を要するものについて、必要に応じて部会を設置することができる」ことから、「学生メンタルヘルス支援部会」及び「自殺未遂者支援部会」を設置している。

(ア) 参画機関

構成機関区分	機関名
保健・医療・福祉関係機関	・一般社団法人 札幌市医師会 ・札幌市精神科医会 ・一般社団法人 北海道精神神経科診療所協会 ・市立札幌病院 ・公益社団法人 北海道看護協会 ・一般社団法人 北海道臨床心理士会 ・一般社団法人 北海道精神保健福祉士協会 ・一般社団法人 札幌薬剤師会 ・社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会 ・公益財団法人 北海道精神保健推進協会 ・特定非営利活動法人 さっされん
大学・研究機関	・国立大学法人 北海道大学病院 ・公立大学法人 札幌市立大学
教育関係機関	・公益社団法人 全国大学保健管理協会北海道地方部会 ・札幌市教育委員会
警察・消防機関	・北海道警察本部 ・札幌市消防局
経営・労働関係機関	・一般社団法人 日本産業カウンセラー協会北海道支部 ・厚生労働省北海道労働局
法律関係機関	・札幌弁護士会 ・札幌司法書士会 ・日本司法支援センター札幌地方事務所

活動団体	・ 社会福祉法人 北海道いのちの電話 ・ 公益社団法人 北海道家庭生活総合カウンセリングセンター ・ 自死遺族の思いを語る集い「癒しの会」 ・ 分かちあいの会・ネモフィラ ・ 社会福祉法人青十字サマリヤ会 ・ 特定非営利活動法人 札幌連合断酒会 ・ 特定非営利活動法人 札幌市精神障害者家族連合会
------	--

(イ) 内容等

a 連絡会議

日時：12月26日（月）18時00分～

場所：オンライン開催

報告：1 札幌市の自殺の現状について

2 各部会の開催状況について

議題：1 令和3年度の札幌市及び構成機関・団体の自殺対策の取組状況について

2 特に検討を希望する事項について

3 次期自殺総合対策行動計画の策定について

b 自殺未遂者支援部会

(a) 第1回

日時：7月19日（火）17時00分～

場所：WEST19 4階 デイルーム

議題：1 「救急患者精神科継続支援料」事例データについて

2 次回開催について

(b) 第2回

日時：3月28日（火）15時00分～

場所：WEST19 4階 デイルーム

議題：1 自殺未遂者支援部会の現状の確認について

2 今後の活動について

3 次回開催について

c 学生メンタルヘルス支援部会

日時：第1回 5月30日（月）17時00分～

第2回 7月29日（金）18時00分～

第3回 9月1日（木）11時00分～

第4回 12月15日（木）9時30分～

第5回 1月26日（木）10時30分～

第6回 3月9日（木）10時30分～

場所：WEST19 4階 デイルーム

議題：1 事例検討

2 次回以降の開催について

(3) 令和4年度自殺総合対策事業一覧

ア 相談事業；心の健康づくり電話相談（再掲）

本年度の相談総件数は12,134件であった（内訳：平日日中8,097件、平日夜間・土・日・祝日4,037件）。

イ 相談業務担当者及び専門職等に対する人材養成

(ア) 市職員向け研修（ゲートキーパーに関する研修への講師派遣）（再掲）

a ゲートキーパーに関する研修への講師派遣

対象	開催日	参加者数
生活保護新任面接員研修	4月4日(月)	14名
収納係新任職員研修	4月22日(金)※WEB配信	29名
納税系統職員研修	4月25日(月)・26日(火)※資料提供	30名
区保健福祉課新任職員基礎研修	6月 ※資料提供	120名
新任CW（保護課）研修	9月上旬 ※動画配信・資料提供	160名
手稲区市政知識・能力向上研修	12月9日(金)	21名

b ゲートキーパーに関する研修（主催）

対象	開催日	参加者数
精神保健福祉相談員研修(基礎研修)	4月25日(月)、26日(火)	6名
精神保健福祉関係職員転入者研修	6月27日(月)～7月22日(金) ※動画配信	98名
地域保健関係職員研修（精神保健）	11月1日(火) ※WEB配信	56名
配偶者等からの暴力相談関係職員研修	12月19日(月)	14名

(イ) 教職員向け研修（再掲）

a 子ども理解に関わる研修会

名称	開催日	参加者数
子ども理解に関わる研修会（教育委員会主催）	7月11日(月)～ 9月30日(金) ※動画配信	316校

b 未成年者のメンタルヘルス等に関する研修への講師派遣

名称	開催日	参加者数
教育センター専門研修（教養研修） 「青年期のメンタルヘルスの理解と対応」	7月22日(金)～ 8月26日(金) ※資料提供	133名
学校司書研修Ⅰ	8月23日(火) ※WEB配信	84名

(ウ) 専門職向け研修

名称	開催日	参加者数
かかりつけ医等うつ病対応力向上研修 （北海道・北海道医師会と共催）	8月27日(土) ※ハイブリッド開催	87名
自殺対策に係る民間団体の相談員に対する研修	8月30日(火)、 1月17日(火)	17名
自死遺族支援研修会	3月2日(木) ※WEB配信	50名
精神科救急情報センター相談員研修 ゲートキーパー研修	3月6日(月)～ 27日(月) ※動画配信	28名

(エ) その他研修（関係機関）

名称	開催日	参加者数
札幌市立大学講義	10月27日(木)	79名
社会福祉主事実習生講義	11月29日(火)	38名
キャリアコンサルタント更新研修（知識）	12月6日(火) ※WEB配信	10名

ウ 市民向け研修及び地域の団体等の連携

名称	開催日	参加者数
札幌市青少年育成委員会連絡協議会	5月26日(木) ※資料提供	10名
ゲートキーパー入門講座（株式会社F F）	6月7日(火) ※WEB配信	8名
お酒と健康を考える家族セミナー	8月3日(水) 3月10日(金) ※ハイブリッド開催	6名
暮らしとところの相談会（再掲） （札幌弁護士会と共催）	9月16日(金) 3月14日(火)	相談11件
ゲートキーパー入門講座（にじいろほっかいどう）	10月8日(土) ※WEB配信	22名
ギャンブル等でお困りの家族セミナー	1月18日(水) ※ハイブリッド開催	6名
札幌市ゲートキーパー研修会（基礎研修）	2月7日(火) ※WEB配信	161名

エ 普及啓発事業

名称	開催日	備考
自殺予防週間の啓発ポスター掲出	9月8日(木)～ 9月14日(水)	市内24駅
自殺対策強化月間の啓発ポスター掲出	3月15日(水)～ 3月23日(木)	市内24駅
Yahoo!・Google リスティング広告掲出	9月10日(土)～ 9月16日(金)	-
	3月3日(金)～ 3月26日(日)	
いのちとところの学び展 （札幌市中央図書館と共催）	3月6日(月)～ 3月21日(火)	来場者 1,287名
自殺対策及び精神保健福祉に関する普及啓発パネル 貸出事業	-	区のイベント 時等随時

オ 若者向け自殺対策

(ア) 公式ホームページ「札幌こころのナビ」

若年層のメンタルヘルス向上と自殺予防を目的として、平成 29 年 4 月 25 日より、スマートフォン対応の公式ホームページ、「札幌こころのナビ」を公開している。

(イ) 自殺予防対策マンガ冊子の配布

『子どもたちが普段の生活の中で、友人の様子を気かけ、危機を示すサインに気づき、適切な対処ができる』環境づくりの一助となることを狙いとした啓発マンガ冊子を平成 29 年度に作成した。

平成 29 年度に市内の全中学生、高校生に配布して以来、例年全中学一年生に配布を続けていたが、令和 4 年度は、学校現場におけるタブレット端末の導入等、ICT 教育促進等の社会的背景を鑑み、新中学 1 年生を対象に電子媒体にてマンガを閲覧してもらうため、マンガのリンクが掲載されたチラシを配布することで、事業を継続して実施している。



<https://www2.city.sapporo.jp/hottokenai-kokoro/contents/manga01/index.html>
(札幌こころのナビより)

(ウ) 公式 Twitter (現 X)

精神保健福祉関係の情報や、当センターが行うイベント等について不定期に発信する目的で、平成 31 年 2 月 28 日より公式 Twitter を開設した。令和 4 年度は 139 件のツイートをを行い、3 月末時点のフォロワー数は 734 人（前年比 117 人増）。投稿内容の詳細は次の表のとおり。

イベント周知											精神保健福祉			公式ホームページ等に関する周知	合計
当所が主催・共催するもの								その他				普及啓発	相談先案内		
	依存症	引きこもり	その他	自殺	一般	若年層		国 地方自治体	民間等						
120	(101)	(0)	(94)	(0)	(7)	(3)	(4)	(19)	(4)	(15)	19	(10)	(9)	0	139

カ 地域密着型自殺対策事業

各区保健福祉部が実施主体として、区の特性と住民の実情に応じた自殺対策の取り組みとして、普及啓発事業を実施している。

区	名称・内容	開催日	参加者数
中央区	令和４年度中央区地域密着型自殺対策事業 「令和４年度認知症パネル展」とコラボ企画実施	９月３０日（木）	３００名
北区	令和４年度北区地域密着型自殺対策事業 妊産婦へメンタルヘルスと自殺対策に関する普及啓発 デジタルサイネージを利用した普及啓発	２月１６日（木）～ ３月１５日（水）	(1)97名 (2)約13,300名
東区	令和４年度東区自殺対策普及啓発事業 区の事業や地区における行事等の機会に、うつ病に関する普及啓発を実施	令和４年６月～ 令和５年２月	1,170名
白石区	白石区地域密着型自殺対策事業～白石区民のこころの健康増進事業～ 「心の健康づくりパネル展」実施	９月１６日（金）～ ９月２２日（木）	730名
厚別区	令和４年度厚別区地域密着型自殺対策事業 「あつべつ健康づくりパネル展」実施	12月19日（月）～ 12月23日（金）	337名
豊平区	豊平区地域密着型自殺対策事業 西岡図書館でパネル展実施 子育て世代に対してリーフレット配布	(1)2月23日（木）～ ３月21日（火） (2)2月～3月	6,181名
清田区	令和４年度区役所ロビーにおけるパネル展 ～大切な命を守るための第一歩～	９月１０日（土）～ ９月１６日（金）	約310名
南区	自殺総合対策普及啓発事業 パネル展実施	２月27日（月）～ ３月３日（金）	950名
西区	令和４年度西区地域密着型自殺対策事業（パネル展） (1)「認知症にやさしいまち西区パネル展・相談会」実施 (2)デジタルサイネージを利用した普及啓発	(1)6月17日（金）～ ６月29日（水） (2)3月1日（水）～ ３月15日（水）	(1)延べ900名 (2)6,912名
手稲区	令和４年度手稲区地域密着型自殺対策事業 「いのちを守るパネル展」実施	９月７日（水）～ ９月14日（水）	約300名

(4) 札幌市いのちの大使 CHUPUKA (チュプカ)

センターでは、自殺対策のPR活動で右図の「太陽のクマ」のキャラクターを使用している。名前の由来は、アイヌ語の「太陽」と「月」を意味する。

「チュプ」と、「輪」を意味する「カリプ」を組み合わせたものである。

CHUPUKAは、太陽の命の輪をかぶり、命を大切にする意識「きづく」「きく」「つなぐ」「みまもる」の気持ちを広めている。



13 札幌市依存症対策地域支援事業

センターでは、平成 16 年度からアルコール、薬物、ギャンブル等の嗜癖関連問題全般の相談を特定相談事業として位置づけ、電話・来所で相談に応じている。

また、国は平成 29 年 6 月に「依存症対策地域支援事業について」（障発 0613 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）、「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」（障発 0613 第 4 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を発出し、都道府県・政令指定都市に依存症対策の強化を求めている。

以上を踏まえて、センターにおいては平成 30 年度から「札幌市依存症対策地域支援事業」を開始し、依存症に関する医療体制の拡充、相談体制の整備、関係機関・団体との連携体制の構築を目指す取組を実施している。

(1) 医療体制の拡充

国が定める所定の条件を満たす医療機関を「札幌市依存症専門医療機関」「札幌市依存症治療拠点機関」に選定し、依存症に関する医療体制の拡充を図っている。

ア 札幌市依存症専門医療機関

依存症に関する所定の研修を修了した医療スタッフを配置し、専門性を有する医師が担当する入院医療や、認知行動療法など依存症に特化した専門プログラムを有する外来治療を実施している。

医療機関名	所在地	選定された依存症の種類		
		アルコール	薬 物	ギャンブル等
医療法人社団 五稜会病院	北区篠路 9 条 6 丁目 2-3	○	-	-
医療法人北仁会 幹メンタルクリニック	中央区大通西 20 丁目 2-20 EXCEL S 1 ビル 5 階	○	-	-
医療法人北仁会 旭山病院	中央区双子山 4 丁目 3-33	○	○	○
医療法人耕仁会 札幌太田病院	西区山の手 5 条 5 丁目 1-1	○	○	○
医療法人社団 さっぽろ麻生メンタルクリニック	北区北 39 条西 5 丁目 1-15 北電商販ビル 4 階	○	-	-
医療法人溪仁会 手稲溪仁会病院	手稲区前田 1 条 12 丁目 1-40	○	-	-

(申請順、令和 5 年 3 月 31 日現在)

イ 札幌市依存症治療拠点機関

依存症専門医療機関間の連携の拠点となる医療機関であり、医療機関対象の人材養成研修、依存症に関する情報発信、専門医療機関の実績のとりまとめ等を実施している。

医療機関名	所在地
医療法人北仁会旭山病院	札幌市中央区双子山 4 丁目 3-33

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

(2) 相談体制の整備

令和2年1月6日にセンター内に「札幌市依存症相談窓口（依存症相談拠点）」を設置し、札幌市内にお住まいのアルコール・薬物・ギャンブル等の問題でお困りの本人・家族・関係機関職員等からの相談に電話と面接で応じている。

ア 電話相談

平日13時～16時（祝休日、年末年始を除く）の間、相談専用回線（依存症相談専用電話011-640-7183）を開設し、相談に応じている。

依存症相談拠点における相談の効果等を把握する取組として、令和4年2月より、了承を得られた相談者に対し、概ね2か月後の電話掛け（2か月後電話）を行っている。

(ア) 件数

	総数			
		男性	女性	不明
実人数	304	215	87	2
延べ人数	430	333	95	2

(イ) 相談者の状況（相談対象者との関係）

	本人	家族	関係機関	その他	合計
男性	152	39	2	6	199
女性	41	179	3	8	231
不明	0	0	0	0	0
合計	193	218	5	14	430

(ウ) 相談内容（重複あり）

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～	不明	合計
アルコール	1	11	26	32	22	13	24	14	143
薬物	4	8	11	4	42	0	5	8	82
ギャンブル等	1	26	27	56	8	7	9	13	147
ゲーム・ネット	8	6	4	2	0	2	1	0	23
その他 ※	3	11	14	7	4	2	9	8	58
合計	17	62	82	101	76	24	48	43	453

※ 「その他」は買物、性など

(エ) 相談の結果（重複あり）

	助言 指導	来所 指導	2か月後 電話	紹介先機関					その他	合計
				医療 機関	関係 機関	他の 相談機関	保健所	その他		
件数	167	16	18	127	26	28	1	13	89	485

※ 「その他」は傾聴など

イ 面接相談

電話相談等の結果、面接相談が必要と判断された場合には、専門相談の一環として来所での面接相談を実施している。

(ア) 件数

	令和4年度			令和3年度（参考）		
	総数			総数		
		男性	女性		男性	女性
実人数	11	10	1	33	28	5
延べ人数	31	30	1	65	58	7

(イ) 相談者の状況（相談対象者と来所者の関係）

	本人 のみ	家族 のみ	関係機関 のみ	本人と 家族	本人と 関係機関	家族と 関係機関	その他	合計
男性	24	2	0	4	0	0	0	30
女性	1	2	0	1	0	0	1	5
合計	25	4	0	5	0	0	1	35

(ロ) 相談内容

	～19歳	20～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 69歳	70歳～	不明	計
アルコール	0	0	0	15	0	0	1	0	16
薬物	0	0	1	0	0	0	0	0	1
ギャンブル等	0	5	0	6	1	1	0	0	13
ゲーム・ネット	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他 ※	0	0	0	1	0	0	0	0	1
計	0	5	1	22	1	1	1	0	31

※ 「その他」は性依存

(エ) 相談の結果（重複あり）

	助言 指導	来所 指導	紹介先機関					その他	合計
			医療 機関	関係 機関	他の 相談機関	保健所	その他		
件数	11	14	3	0	0	0	1	11	40

※ 「その他」は傾聴など

(3) 関係機関・団体との連携体制の構築

令和元年 11 月に市内の依存症対策に関わる機関・団体等で構成される「札幌市依存症対策地域支援連携会議」を設置し、地域における依存症に関する情報や課題の共有、連携を図っている。

令和 4 年度札幌市依存症対策地域支援連携会議
日 時：令和 4 年 10 月 25 日（火） 15：30～17：00
会 場：当センター及び Web
開催方法：Zoom によるオンライン参加または会場参加
議 題：札幌市における今年度の依存症対策に関する取組について 家族支援に関する構成機関・団体等の取組や情報交換、その他

(4) その他

ア 普及啓発、情報発信、民間団体等の活動支援

依存症の支援にあたる民間団体や自助グループの協力を得ながら、市民に向けた依存症についての普及啓発や社会資源の情報等の周知を行っている。

行事名	主催	日程・内容等
お酒と健康について考える家族セミナー	札幌市	①令和 4 年 8 月 3 日（水） 14：00～15：30 講演「NPO 法人札幌連合断酒会について」、「模擬例会」、「アルコール依存症に関する Q&A、精神科医からのメッセージ」。オンラインで 3 名が参加。 ②令和 5 年 3 月 10 日（金） 14：00～15：30 講演「アルコール依存症からの回復」、「アルコール依存症に関する Q&A、精神科医からのメッセージ」。会場 1 名、オンラインで 2 名が参加。
ギャンブル等でお困りの家族セミナー	札幌市	令和 5 年 1 月 18 日（水） 14：00～15：30 講演「ギャンブル等依存症について」、「当事者からのメッセージ」。会場 4 名、オンラインで 2 名が参加。

イ 医療機関や地域支援者向け研修の実施・開催協力

(ア) 札幌市依存症地域支援者向け研修（札幌市主催）

令和 2 年度から、地域において依存症当事者や家族の支援にあたる支援者を対象とした研修を、札幌市依存症治療拠点機関（医療法人北仁会旭山病院）へ開催委託して実施している。

研修名	対象者	日時	内容等
高齢者の依存症問題 【第1回事例検討会】	地域で高齢者支援 に携わっている方	令和4年10月28日(金) 15:00～17:00	オンラインによる事例 検討会。 参加者18名。
飲酒問題を抱える高齢 者への対応の仕方	地域で高齢者支援 に携わっている方	令和4年12月9日(金) 15:00～17:00	オンラインによるセミ ナー形式の研修会。 参加者44人+α。
高齢者の依存症問題 【第2回事例検討会】	地域で高齢者支援 に携わっている方	令和5年2月17日(金) 15:00～17:00	オンラインによる事例 検討会。 参加者11名。

(イ) 札幌市以外の研修への開催協力

国・道・依存症治療拠点等が開催する支援者向けの研修について、開催協力をを行っている。

研修名	対象者	主催	内容等
依存症治療指導者/相 談対応指導者養成研修	医療従事者、 相談支援担当者	厚生労働省、 依存症対策全国 センター（久里浜 医療センター）	Zoomで開催（全6回）。 当センターは周知・参加取り まとめ等の協力を実施。
依存症地域生活支援指 導者養成研修	地域支援者	厚生労働省、 依存症対策全国 センター（久里浜 医療センター）	Zoomで開催（全3回）。 当センターは周知・参加取り まとめ等の協力を実施。
アルコール依存症臨床 医等研修	医師、看護師、 保健師、作業療 法士、精神保健 福祉士、心理士	厚生労働省、 依存症対策全国 センター（久里浜 医療センター）	Zoomで開催（職種別に全5回）。 当センターは周知・参加取り まとめ等の協力を実施。

ウ 北海道飲酒運転の根絶に関する条例に伴う保健指導の実施

「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」（平成27年施行）では、飲酒運転をした者で希望する者に対し、精神保健福祉センター等がアルコール健康障害に関する保健指導を実施することとされており、センターにおいても飲酒運転をした者に対して保健指導を実施している。

< 飲酒運転をした者に対する保健指導実施件数 >

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	2	0	1	0

エ アルコール中毒者保護通知書等の受理、連絡会議への参加

「酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律」（昭和36年施行）では、警察官が保護した酩酊者がアルコールの慢性中毒者（精神障害者を

除く。)又はその疑のある者であると認めたときは保健所長に通報することとされている。

札幌市では、平成 24 年度に「アルコール中毒保護通知書の取扱マニュアル」を定め、札幌市保健所が通報を受け付け、センターは①センター長は、保健所との連絡会議において、受診勧奨の必要性について助言する、②区保健福祉部長に対し、困難ケース等に関する助言等、必要な支援を行う、としている。

本年度、センターで受理した中毒者保護通知書（写）等の件数、連絡会議への参加等の実績は、以下のとおり。

内容	件数
アルコール中毒者保護通知書（写）の受理	10 件
アルコール中毒者保護通知に係る調査について（回答）の受理	6 件
アルコール中毒者保護通知に係る連絡会議への参加	3 回
アルコール中毒者保護通報に基づく受診勧奨について（報告）の受理	2 件
その他	0 件

14 ひきこもり対策推進事業

(1) 札幌市ひきこもり地域支援センター

ア 概要

(ア) 目的

ひきこもりの状態にある本人やその家族等を支援するための第一次相談窓口である「札幌市ひきこもり地域支援センター」を設置し、18歳未満を対象とする「児童期」、18歳以上を対象とする「成人期」の両者の位置付けを担うことにより、隙間のないひきこもり支援体制を構築する。

(イ) 設立年月日

平成27年（2015年）10月1日

(ウ) 職員体制

4名（精神保健福祉士、保健師）

イ 業務内容

(ア) 当事者等からの相談対応

- a 当事者等からの電話、メール、来所等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、必要に応じて家庭訪問を中心とする訪問型の支援を行う。
- b 当事者等の相談内容に応じて、医療、保健、福祉、教育、就労等の適切な関係機関へつなぎ、当該機関と情報交換を行うなど、対象者の支援の状況把握に努めるとともに、適切な支援方法について検討を行う。
- c 市内各区において、各区年4回程度、年間計40回程度を目安として出張無料相談会を行う。
- d 「よりどころ」において、当事者会及び家族会に専任の相談員を1名以上派遣し対象者との交流及び相談対応を行う。あわせて、「よりどころ」の実施に関し、実施内容、ピアサポーターの活用、支援内容について、「よりどころ」受託者と協同し企画、検討するとともに、助言・指導を行う。

(イ) 関係機関との連携

- a 既存の連絡協議会等を活用し、地域の関係機関（医療、保健、福祉、教育、就労等）との情報交換を行う等、各機関間で恒常的な連携が確保できるよう努める。
- b 関係機関から情報提供のあった相談者について、相談対応や必要に応じアセスメントを行うとともに、支援経過について共有を図る等連携を行う。

(ウ) 情報発信

リーフレットの作成等により、ひきこもりに関する普及啓発を図るとともに、札幌市ひきこもり地域支援センターの利用及び地域の関係機関、関係事業の広報、周知を行う等、ひきこもり対策に関する情報発信を行う。

(エ) 各種研修の企画・実施

ひきこもり支援の普及啓発に資する各種研修を企画・実施する。

ウ 相談支援実施状況

(ア) 相談件数

相談件数計		3,026
	新規相談	265
	継続相談	2,761

(イ) 相談方法

	新規	継続	総計	構成比(%)
電話	171	294	465	14.4
来所	22	1,027	1,049	32.5
メール	44	1,033	1,077	33.3
アウトリーチ	5	345	350	10.8
出張相談等	23	62	85	2.6
小計	265	2,761	3,026	
連携	-	204	204	6.3
ケア会議	-	-	-	-
総計	265	2,965	3,230	100

割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません。

(ウ) 新規相談者の状況

a 相談者内訳

	件数	構成(%)
本人	58	21.9
父	23	8.7
母	91	34.3
両親	7	2.6
兄弟姉妹等	51	19.2
その他	35	13.2
計	265	100

割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません。

b 相談方法別内訳

	電話	来所	メール	アウトリーチ	出張相談等	計
本人	29	5	20	1	3	58
父	16	3	2	0	2	23
母	59	9	10	2	11	91
両親	0	4	0	0	3	7
兄弟姉妹等	37	1	9	0	4	51
その他	30	0	3	2	0	35
計	171	22	44	5	23	265

c 当事者の年齢

	男	女	不明	計	構成(%)
10 歳未満	1	0	0	1	0.4
10 歳以上～15 歳未満	5	0	1	6	2.3
15 歳以上～20 歳未満	20	12	1	33	12.5
20 歳以上～30 歳未満	46	25	0	71	26.8
30 歳以上～40 歳未満	33	17	1	51	19.2
40 歳以上～50 歳未満	32	6	0	38	14.3
50 歳以上～60 歳未満	28	10	0	38	14.3
60 歳以上	1	2	0	3	1.1
不明	16	7	1	24	9.1
計	182	79	4	265	100

割合は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100 とはなりません。

(2) ひきこもりに関する集団型支援拠点「よりどころ」

ア 概要

(ア) 目的

ひきこもりの状態にある本人やその家族が安心して相談できる環境を整備し、当事者等にとって家庭以外の居場所となり、精神的安定を得られる支え合いの場となることによって、ひきこもりの状態にある本人が社会参加に向けて緩やかに動き出すとともに、支援が停滞している当事者等が、再度意欲を持てるような場を提供する。

(イ) 設立年月日

平成 30 年（2018 年）5 月 15 日

(ロ) 職員体制

ひきこもり相談に従事した経験を持つ支援員及びピアサポーター等の補助者

(エ) 設置時間

1 回あたり概ね 2 時間。当事者等が自由に来所できる体制としている。

イ 業務内容

(ア) よりどころの設置に関する企画及び運営

- a ひきこもり本人を対象とした当事者の会と、その家族を対象とした家族の会について、それぞれ月 4 回を上限として実施する。そのうち毎月 1 回はオンラインにて開催する。
- b ひきこもりの状態にある本人の社会参加を促進するプログラムや、ひきこもり支援に関する学習会等を実施する。

(イ) 関係機関との連携

札幌市ひきこもり地域支援センターと恒常的に連携し、その助言を踏まえて企画、運営、広報及び来所者の支援計画の検討を行う。また、市内関係機関へも本事業に関する情報提供を行い、利用者のつなぎ等連携を図る。

(ウ) 情報発信

よりどころに関する普及啓発を図る。

(エ) ニーズ把握及び成果の検討

来所者に対しアンケート調査を実施し、ひきこもり本人等のニーズ把握を行う。

ウ 利用実績

	令和 4 年		令和 3 年（参考）	
	当事者の会	家族の会	当事者の会	家族の会
開催頻度	48 回	48 回	44 回	38 回
参加者数	210 人	201 人	178 人	173 人

15 自立支援医療（精神通院医療）の支給認定及び精神障害者保健福祉手帳の交付決定に関する事務

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第 52 条第 1 項の規定による自立支援医療（精神通院医療）の支給認定及び法第 45 条第 1 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付申請に関する決定事務を行っている。

(1) 沿革

上記決定事務は、従来、各区保健福祉部が所管していたが、事務の効率化を図る観点から、センターに精神事務係を設置し、令和 4 年 4 月から 10 区の決定事務を集約した。

(2) 自立支援医療（精神通院医療）支給認定の決定件数

年度	総件数	新規	廃止	変更	更新
令和 4 年度	69,766	9,073	580	15,448	44,665
令和 3 年度（参考）	68,039	7,420	663	15,458	44,498

(3) 精神障害者保健福祉手帳交付認定の決定件数

年度	総件数	新規	廃止	変更	更新
令和 4 年度	17,607	3,421	489	687	13,010
令和 3 年度（参考）	18,257	3,051	682	655	13,869

16 コロナ禍における取組

令和 2 年 2 月中旬より新型コロナウイルス感染症の感染者が増加してきたことを受け、同年 3 月より、当センターではこころのケアの取組みを実施している。

(1) 情報提供

当センターホームページに「新型コロナウイルス流行と心の健康に関して」をたちあげ、メンタルヘルスに関する情報提供とチラシの掲載、当センター Twitter などにも利用し、情報を発信している。

(2) 心の健康づくり電話相談

新型コロナウイルス感染症に係るこころの不調について、従来から開設している相談電話や、16(3)以降に述べる取組みの中で相談を受けており、相談総件数は次の表のとおり。

	性別				年齢									
	合計	男性	女性	不明	合計	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	不明
令和4年度	527	97	429	1	527	1	23	53	106	221	62	33	8	20
令和3年度（参考）	611	156	453	2	611	10	45	76	188	124	93	43	8	24

(3) 宿泊療養者に対するこころのケア（令和2年4月より実施）

月2回の頻度で宿泊施設看護師へ電話をいれ、入所者の様子の確認を行っている。現地看護師から入所者のこころのケアを依頼されることもあり、当センターから入所者に電話を入れて相談を実施している。

	相談件数		
		本人	関係機関
令和4年度	2	2	0
令和3年度（参考）	12	5	7

(4) 自宅療養者に対するこころのケア（令和2年11月より実施）

保健所から配送される自宅療養セットの中にこころのケアの周知チラシを封入し、周知を行っている。令和3年度からは、前述の心の健康づくり電話相談を中心に相談を受けている。

(5) クラスター発生施設・医療機関等の従事者に対するこころのケア

クラスター発生施設従事者職員向けに相談のチラシを配布し、従事者への個別相談、施設へコンサルテーション、ミニ講座を実施している。

	相談件数			チラシでの 情報提供
		本人	施設コンサルテーション	
令和4年度	1	1	0	2
令和3年度（参考）	6	1	5	0

17 その他

センターでは、状況が把握しにくいこと、タイムリーな対応が難しい場合があることから、メールによる相談は原則として行っていないが、センターのホームページに寄せられた問い合わせに対しては、必要に応じて関係機関や心の健康づくり電話相談を案内している。

令和4年度、ホームページに寄せられた問い合わせは76件で、そのうち上記のような情報提供等の対応をしたのは40件だった。

Ⅲ 關係條例・規則等

1 札幌市精神保健福祉センター条例

平成 9 年 3 月 28 日
条例第 10 号

(設置)

第 1 条 本市は、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき、精神保健福祉センター(以下「センター」という。)を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
札幌市精神保健福祉センター	札幌市中央区大通西 19 丁目

(使用料及び手数料)

第 2 条 センターにおける診療その他の業務(以下「診療等」という。)については、使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)を徴収する。

2 前項の使用料等の額は、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法(以下「算定方法」という。)により算定した額(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)の規定による医療を受けることができる者については、同法の規定により厚生労働大臣が定める医療に要する費用の額の算定に関する基準(以下「算定基準」という。)により算定した額)とする。ただし、算定方法及び算定基準に定めのないものについては、市長が定める。

(使用料等の納入時期)

第 3 条 使用料等は、診療等の実施の都度徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(使用料等の減免)

第 4 条 市長は、特別の事由により必要があると認めるときは、使用料等を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

2 札幌市職員の定年等に関する条例(昭和 58 年条例第 27 号)の一部改正〔省略〕

附 則(平成 18 年条例第 23 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年条例第 11 号)抄

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 札幌市精神保健福祉センター条例施行規則

平成 9 年 3 月 28 日
規則第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、札幌市精神保健福祉センター条例(平成 9 年条例第 10 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(市長が定める使用料等)

第 2 条 条例第 2 条第 2 項ただし書の規定により市長が定める使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)の額は、別表のとおりとする。

(使用料等の減免の手続)

第 3 条 条例第 4 条の規定により使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、精神保健福祉センター使用料(手数料)減額(免除)申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

(委任)

第 4 条 この規則の施行について必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年規則第 7 号)省略

附 則(平成 17 年規則第 14 号)

1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に請求される文書に係る文書料について適用し、同日前に請求された文書に係る文書料については、なお従前の例による。

別表

種別		料金	摘要
文書料	文書 (A)	1 枚につき 800 円	医療費領収金額の証明書その他これに類する簡単な内容のもの
	文書 (B)	1 枚につき 1,500 円	病名、治療期間程度の記載にとどまる診断書、証明書その他これらに類する内容のもの
	文書 (C)	1 枚につき 3,000 円	死亡診断書、身体障害者診断書、意見書、病状経過の記載を要する診断書、証明書その他これらに類する内容のもの
	文書 (D)	1 枚につき 4,000 円	各種保険、年金等の請求に係る診断書、証明書その他これらに類する複雑な内容のもの

別記様式

精神保健福祉センター使用料（手数料）減額（免除）申請書

年 月 日

（あて先）札幌市長

住所

氏名

次のとおり精神保健福祉センターの使用料（手数料）を減額（免除）
願います。

減額（免除） 申請する事 項	
減額（免除） 申請する理 由	

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使
用することができる。

3 心の健康づくり電話相談事業実施要綱

平成 23 年 3 月 11 日
保健福祉局長決裁

(目的)

第 1 条 心の健康づくり電話相談（以下、「電話相談」という。）は、さまざまな要因から心に悩みを抱える市民、精神に障がいのある市民又はその家族及び関係者などから精神保健福祉に係る相談を受け、適切な助言や関係機関を紹介するなどにより、健やかな市民生活を送るための援助を行うことを目的とする。

(実施内容)

第 2 条 電話相談は、心に悩みを抱える市民、精神に障がいのある市民又はその家族及び関係者などから精神保健福祉に係る相談を電話により受け、適切な助言を行うとともに、必要に応じて精神保健福祉センター及び各区保健福祉部又はその他の関係機関を紹介するものとする。

(実施場所)

第 3 条 電話相談の実施場所は、札幌市精神保健福祉センター内とする。

(相談従事者)

第 4 条 電話相談に従事する者は、第 1 条の目的を遂行することができる、精神保健福祉士、看護師、保健師、社会福祉士などの資格を有し、高度な技術を習得した者又はこれに準ずる十分な経験を有する者とする。

(電話相談の開設日及び相談時間)

第 5 条 電話相談は、月曜日から金曜日までの午前 9 時から午後 5 時まで開設するものとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から同月 31 日までの日及び 1 月 2 日から同月 3 日までの日は休日とする。

(秘密の保持)

第 6 条 電話相談に係る事務に従事する者は、職務上知り得たことについて、いかなる場合にも他に漏らしてはならない。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

4 電話相談強化事業実施要綱

平成 23 年 2 月 22 日
精神医療担当部長決裁

(目 的)

第 1 条 電話相談強化事業は、さまざまな要因から心に悩みを抱える市民、精神に障がいのある市民又はその家族及び関係者などから精神保健福祉に係る相談を受け、適切な助言や関係機関の紹介等を行うことにより、健やかな市民生活を送るための援助を行うことを目的とする。

(実施内容)

第 2 条 電話相談は、心に悩みを抱える市民、精神に障がいのある市民又はその家族及び関係者などから精神保健福祉に係る相談を電話により受け、適切な助言を行うとともに、必要に応じて保健福祉局精神保健福祉センター及び各区保健福祉部又はその他の関係機関を紹介するものとする。

(電話相談の開設日及び相談時間)

第 3 条 電話相談は、月曜日から金曜日までの午後 5 時から午後 9 時まで並びに土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日の午前 10 時から午後 4 時まで開設するものとする。ただし、12 月 29 日から 1 月 3 日までの日は休日とする。

(相談従事者)

第 4 条 電話相談に従事する者は、第 1 条の目的を遂行することができる、精神保健福祉士、看護師、保健師、社会福祉士などの資格を有し、高度な技術を修得した者又はこれに準ずる十分な経験を有する者とする。

(責任者の配置)

第 5 条 受託者は、電話相談に従事する者の中から相談責任者を定め、当該相談責任者が精神保健福祉センターとの連絡調整に当たるものとする。

(危機管理体制)

第 6 条 相談電話の内容が自殺未遂等により救急対応を要する場合には、受託者は医学的判断を行える専門家と即時に連携できる体制を構築すること。

(実施状況報告)

第 7 条 電話相談に従事する者は、受理した電話相談内容について、別に定める様式により相談記録票を作成すること。また、受託者は毎月 5 日（閉庁日の場合は、翌開庁日）までに、別に定める様式により相談記録集計票及び相談記録票を精神保健福祉センターへ提出すること。

(秘密の保持)

第 8 条 電話相談に従事する者は、職務上知り得たことについて、いかなる場合にも他に漏らしてはならない。

(委 任)

第 9 条 この要綱に定めのない事項は、保健福祉局精神医療担当部長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 23 年 2 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 2 月 25 日から施行する。

5 札幌市心の健康相談事業実施要綱

平成23年9月26日
保健福祉局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、「保健所及び市町村における精神保健福祉業務について」(障第251号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知)に基づき、札幌市心の健康相談事業の実施に関して必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 この事業は、札幌市が行っている精神保健福祉に関する相談事業のうち特に、札幌市が医師(精神科)を任用しこれを実施者として、精神障がい者やその家族からの精神保健福祉に関する相談及び区保健福祉部に対する技術指導を行い、もって精神障がい者及び市民の精神保健福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業の名称)

第3条 この事業の名称は「心の健康相談事業」(以下「事業」という。)とする。

(事業の実施主体)

第4条 この事業の実施主体は札幌市とし、札幌市精神保健福祉センター(以下「センター」という。)がこれを行う。

(対象者)

第5条 この事業の対象者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 精神科受診が容易でなく、精神疾患がある者、若しくはその疑いのある本人、その配偶者、親、子、兄弟及びその他の親族
- (2) 各区の精神保健福祉業務に携わる職員
- (3) 事業の利用について本人又は家族の了解を得た関係機関等職員
- (4) その他、各区精神保健福祉相談員(以下「相談員」という。)が事業の利用の必要性を認めた者

(実施者)

第6条 事業にかかる相談及び技術指導は、精神科の臨床経験を要するほか、精神保健福祉に関する学識を有していることなど高い専門性を必要とすることから、センターが特別職非常勤職員として医師(精神科)を任用し、これを実施者とする。

2 この事業の実施者は、次の各号の要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 医師免許を有していること
- (2) 精神科の臨床経験を有していること
- (3) 精神保健及び精神障がい者の福祉に関する学識経験を有していること

(実施内容)

第7条 この事業の実施者は、各区において相談及び技術指導を行う。

2 実施内容は、次の各号に当たるものとする。

- (1) 精神科受診の必要性についての相談

- (2) 相談処遇等に関する精神保健の観点からの相談
 - (3) 精神疾患を疑う問題行動等に関する相談
 - (4) その他、相談員が事業の利用の必要性を認めたもの
- 3 実施者は、必要に応じ医療機関への診療情報提供書(様式1)を作成する。
- 4 相談員は、この事業が円滑に行われるよう、実施者の職務を補助する。
(実施の方法)

第8条 第5条で規定する対象者のうち、本事業の利用を希望するものに対し、第6条で規定する実施者による前条第2項の実施内容を要すると認められるものを、各区保健福祉部にて決定する。

- 2 相談員は、実施者による指導及び技術指導を行う前に、この事業を利用するもの(以下「利用者」という。)よりその内容を聴取し、記録票(事前面接用)(様式2)を作成する。
- 3 相談員は実施者に対し、申込み状況及び記録票(事前面接用)(様式2)について報告を行ったのち、実施者は相談及び技術指導を実施する。
(記録)

第9条 実施者は、相談及び技術指導を技術指導の内容について記録票(医師面接用)(様式3)を作成する。なお、当該記録票は、実施者の指示のもと、相談員が作成できるものとする。

- 2 記録票(事前面接用)(様式2)及び記録票(医師面接用)(様式3)の保存年限は5年間とし、厳重に管理する。
(報告)

第10条 相談員は、記録票(医師面接用)(様式3)の作成後、速やかに所属長まで報告を行う。

- 2 緊急性が高いと判断されるものについては、口頭で速やかに報告を行う。
(統計調査)

第11条 センターは、この事業の実態について把握するため、相談内容についての統計調査を実施する。

- 2 統計調査の内容については、相談員が統計調査様式(様式4)を用いて、四半期(3月、6月、9月、12月)ごとにセンターへ報告する。
(その他)

第12条 センター及び実施者は、事業の実施にあたり、札幌市その他関係機関及び関係団体と密接な連携を保ち、必要に応じて協議の上、円滑な実施を図るものとする。

附 則

この要綱は、平成23年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

6 札幌市退院等の請求に関する事務取扱要領

平成 12 年 4 月 1 日
保健福祉局長決裁

(趣旨)

第 1 条 精神保健及び精神保健福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 38 条の 4 の規定に基づく退院等の請求（以下「当該請求」という。）に関しては、法令等の定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

(退院等の請求の受付)

第 2 条 退院等の請求者は、法第 38 条の 4 に定める者及びその代理人とする。ただし、代理人は弁護士とするが、精神科病院に入院中の者が請求する場合で弁護士を代理人に選任することが困難な場合は、弁護士でない者を代理人とすることができる。

2 当該請求の方法は、書面を原則とする。ただし、精神科病院に入院中の患者が請求する場合で、当該患者が口頭（電話を含む。）による請求の受理を求めるときはそれを認めるものとする。

3 市長は、当該患者が当該病院に入院していること及び請求を行った者の意思を確認するものとする。ただし、その確認により請求者の請求の意思が制限を受けないよう配慮するものとする。また、代理人による請求の場合には、代理権を有することを証する書面を確認するものとする。なお、請求者が家族等の場合は、入院に同意した家族等であるか確認することとする。

(関係者への通知)

第 3 条 市長は、速やかに当該請求を受付した旨を請求者、当該患者及び病院管理者に対し、退院等の請求の受付について（様式 1）又は口頭により連絡するものとする。また、入院に同意した家族等（精神保健福祉法第 33 条第 2 項に規定する家族等をいう。以下同じ。）に対しては、当該患者の同意のもと、当該請求を受付した旨を連絡するものとする。ただし、家族等にあっては直ちに連絡先が判明しない場合は、この限りでない。

(事前資料の準備)

第 4 条 市長は、当該患者に関する資料として、次の各号に掲げる請求受理の直近 1 年以内の書類を準備するものとする。

(1) 法第 27 条に基づく措置入院時の診断書

(2) 法第 33 条第 7 項に基づく届出

(3) 法第 38 条の 2 に基づく定期の報告

(4) 法第 38 条の 4 に基づく当該請求に関する資料

(5) 当該患者の入院する精神科病院に対してなされた実地指導に関する資料（実地指導結果及び当該患者に関して診断がなされたときは当該診断結果を示す資料など）

2 市長は、法第 20 条の規定による入院（任意入院）が行われる状態にないとの判定、法第 33 条の同意及び同条第 7 項に基づく届出が適正に行われて

いるかなど手続的事項については、退院等の請求に関する整理票（様式２）により、整理するものとする。

- 3 同一人から同一趣旨の請求が多数ある場合や、家族等のうち複数から同一趣旨の請求がある場合には、審査の円滑な運営ができるよう、事前に充分整理しておくものとする。

（審査の依頼）

第５条 市長は、札幌市精神医療審査会に審査を依頼するときは、札幌市精神医療審査会長に対し、退院等の請求に関する審査について（依頼）（様式３）に、前条に規定する資料等を添えて行うものとする。

- 2 処遇改善の請求のうち、当該請求が法第３６条又は法第３７条に基づく厚生労働大臣の定める処遇の基準、その他の患者の人権に直接係る処遇に関する請求以外の請求である場合には、前条第１項を省略し、直ちに審査依頼することができる。

（意見陳述の機会等の告知について）

第６条 市長は、意見聴取を受ける者に対して、委員から依頼がある場合は委員に代わって、合議体が実際の審査を行うときに、意見陳述の機会のあることを知らせることとする。また、精神科病院に入院中の患者が当該請求をした場合は、当該患者に弁護士による権利擁護を受ける権利のあることを知らせることとする。

（市長の請求者等に対する結果通知）

第７条 市長は請求者、当該患者、当該請求があったことを通知した家族等及び病院管理者に対して、速やかに、審査の結果（請求者に対しては理由の趣旨を付す。）及び、これに基づき採った措置を、結果通知書（様式４－１）により通知するものとする。ただし、退院、他の入院形態の移行又は、処遇改善が必要と判断された場合には、病院管理者に対し、退院・処遇改善命令（様式５）により必要な措置を採ることを命ずるものとする。

- 2 請求者である当該患者から意見陳述の希望があった場合で、面接による意見聴取により十分意見が把握できており、合議体が意見聴取をする必要がないと認めた場合は、結果通知書（様式４－２）により通知するものとする。
- 3 市長は原則として１か月以内に、当該病院管理者が採った措置を確認するものとし、当該措置について審査会に報告することとする。

（退院等の請求の取り下げ）

第８条 当該請求の審査中に、請求者から請求を取り下げたいとの申し出が書面又は口頭により市長になされた場合、又は当該患者が病院から退院した場合は、市長はこれを札幌市精神医療審査会に報告し、これにより審査は終了する。ただし、特に審査会が取り下げ前または当該患者の退院前の入院等の適否の審査を行う必要があると認めた場合はこの限りではない。

- 2 当該請求が市長になされた場合、当該患者の入院形態が他の入院形態に変更された場合であっても、その請求は入院形態にかかわらず有効とみなして審査手続きを進めるものとする。また、退院の請求には現在受けている処遇

の改善の請求を含むものとして取り扱うことができる。

（電話相談の取扱）

第 9 条 市長は、精神科病院に入院中の患者から電話相談を受けたときは、その内容及び対応を次の回の審査会に、退院等の請求電話相談記録票（様式 6）により報告するものとする。

（実地指導との連携）

第 10 条 市長は、実地指導を行った際に入院患者から入院の継続又は処遇に関して不適切な実態があることを聴取したとき、当該患者に対して審査会への当該請求の手続きをとることを助言するとともに、その場で請求の意志を明確に述べるものについては口頭による請求として受理するものとする。

（標準処理期間）

第 11 条 市長は、請求を受付してから原則として 1 か月、やむを得ない事情がある場合においても 3 か月程度の期間内に請求者等に対し、審査結果及び理由の要旨を通知するよう努めるものとする。

附 則

この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から運用する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日一部改正

附 則

この要領は、平成 23 年 5 月 18 日一部改正

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 4 日一部改正

7 札幌市精神医療審査会運営規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)第12条の規定に基づく札幌市精神医療審査会(以下「審査会」という。)の運営については、法令等に定めるもののほか、この規則に定めるところによるものとする。

第2章 合議体

(合議体の構成)

第2条 審査会は3つの合議体を設け、構成する委員を定める。

- 2 審査会の合議体を構成する委員を定めるにあたっては、委員の出席に支障がある場合に、合議体を構成する予備的な委員を、あらかじめ他の合議体の委員(合議体を構成しない委員を含む。)のうちから定めておくものとする。
- 3 審査会は、各合議体の状況に応じて、合議体を構成しない委員を合議体での審査の前提となる意見聴取や診察を行うための予備委員として置くことができるものとする。予備委員として審査会から推薦を受けた精神保健指定医は、可能な限り予備委員に就任し、協力するよう努めるものとする。
- 4 審査会に設置すべき合議体の数については、退院等の請求等の審査が迅速(請求等があってから概ね1ヶ月以内)に行われるよう設置しなければならないこととし、審査件数等に応じて、合議体数の見直しを行うこととする。

(合議体の所掌)

第3条 個別の案件の審査に関しては、原則として単一の合議体により審査を行うものとする。

- 2 審査を取り扱った合議体において決定された審査結果をもって、審査会の審査結果とする。
- 3 市長が審査会の審査結果を通知した後、通知を受けた患者等から退院等に関して同様の内容と判断される請求がなされ、かつ市長が審査会で審査を行う必要があると判断した場合、当該請求の直近の審査を行った合議体を除いた単一又は直近の審査を行った合議体を含めた複数の合議体による合同審査を行うことができる。

(定足数)

第4条 合議体は、精神障がい者の医療に関し学識経験のある者のうちから任命された委員、精神障がい者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者のうちから任命された委員及び法律に関し学識経験を有する者のうちから、任命された委員がそれぞれ1人の出席により議事を開き、議決することができる。

(合議体の議長)

第5条 委員長の出席に支障がある場合は、あらかじめ委員長の指名した順位による委員が議長をつとめる。

(議決)

第6条 合議体の議事は出席した委員（合議体の長を含む。）の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は、次回の会議において引き続き審査を行うか、又は、他の合議体において審査するかのいずれかの方法によるものとし、合議体の議長がこれを決するものとする。

(関係者の排除)

第7条 委員が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該審査に係る議事に加わることができない。

- (1) 委員が、当該審査に係る入院中の者（以下「当該患者」という。）が入院している精神科病院の管理者（以下「病院管理者」という。）又は当該精神科病院に勤務（非常勤を含む。）している者であるとき。
- (2) 委員が、当該患者に係る直近の定期の報告に関して診察を行った精神保健指定医（以下「指定医」という。入院後、定期の報告を行うべき期間が経過していない場合においては、当該入院に係る診察を行った指定医）であるとき。
- (3) 委員が当該患者の代理人、後見人又は保佐人であるとき。
- (4) 委員が、当該患者の配偶者若しくは三親等内の親族又はこれらの者の代理人であるとき。

2 議事に加わることができない委員であるかどうかの確認については、次によるものとする。

- (1) 前項第1号及び第2号については、病院管理者又は精神保健指定医である委員について、あらかじめ所属先の（あるいは診察を行っている）精神科病院の名称を申し出てもらい、確認するものとする。
- (2) 前項第3号及び第4号については、個別の患者の審査ごとに、委員からの申し出等により確認するものとする。

3 委員は、第1項の各号に掲げるもののほか、当該患者と特別の関係がある場合にはそれを理由に議事に加わらないことができる。

4 審査会は、当該審査に当たって関係者である委員の属する合議体での審査を事前に可能な限り避けることに留意して、当該審査を行う合議体を定める等の配慮を行うこととする。

(審査の非公開)

第8条 合議体の審査は、非公開とする。ただし、審査結果が報告された後は、精神障がい者の個人情報以外の情報については公開することを原則とする。

第3章 退院等の請求

(審査の所管)

第9条 審査会長は、依頼のあった退院等の請求の審査を原則として直近に開催される合議体に行わせるものとする。

(合議体が行う審査のための事前手続き)

第10条 審査会は、審査をするに当たって、請求の内容を適切に把握するた

め法第 38 条の 5 第 3 項に基づき、退院等の請求をした者及び当該審査に係る入院中の者が入院している精神科病院の管理者の意見（代理人を含む。）を聞かなければならない。ただし、当該請求受理以前 6 か月以内に意見聴取を行っている場合及び同一案件について複数の者から請求があった場合等において、重ねて意見聴取を行う必要が乏しいと認められるときは、この限りでない。

- 2 意見聴取は、審査を迅速に実施する観点から合議体での審査に先立って行うものとする。
- 3 意見聴取を行う委員は 2 名以上、少なくとも 1 名は精神医療に関して学識経験を有する委員とする。なお、意見聴取を行う委員については、あらかじめ定めておくことができる。
- 4 意見聴取は、面接の上、当該請求に関して行うことを原則とする。ただし、審査会の判断で、書面を提出させることにより意見聴取を行うことができる。なお、意見聴取した内容について、審査の円滑な運営ができるよう事前に十分整理しておくこととする。
- 5 合議体は、必要があると認めるときは、第 1 項に規定する者以外の者であっても以下の関係者の意見を聞くことができる。
 - (1) 当該患者
 - (2) 当該患者の入院に同意した家族等
- 6 面接の際に審査を行う委員は意見聴取を受ける者に対して、合議体が実際の審査を行うときに、意見陳述の機会のあることを知らせなければならない。なお、精神科病院に入院中の患者が退院等を請求した場合は、当該患者に弁護士による権利擁護を受ける権利のあることを知らせなければならない。
- 7 代理人から意見聴取を行う場合には、当該意見聴取に関して代理権を有することを確認するものとする。また、当該患者に代理人がいる場合で、代理人が当該患者の面接に立ち会うことを申し出たときは、その立ち会いを認めなければならないものとする。
- 8 意見聴取を行うに当たって、あらかじめ「退院等の請求に関する意見書（様式 1）」を面接による意見聴取を受ける者に送付し、記載を求めているものとする。
- 9 審査会は、意見聴取を受ける者に「退院等の請求に係る意見聴取の実施について（様式 2－1）」を送付するものとする。また、当該患者に対しては「退院等の請求に係る意見聴取の実施について（様式 2－2）」を送付し、意見陳述の機会があることを知らせる。
- 10 審査会は、審査をするに当たって、必要に応じて、請求の対象となった入院中の患者の同意を得たうえで、指定医である委員により診察を行うことができる。
- 11 審査会は、審査をするに当たって、必要に応じて、病院管理者その他関係者に対して調査対象となった入院中の患者の診療録、医療保護入院者退院支援委員会審議記録その他の帳簿書類の提出を命じることができる。

(合議体の審査時における関係者からの意見聴取等)

第 11 条 合議体は、審査をするに当たって、必要に応じて次の各号に掲げる関係者に対して意見を求めることができる。

- (1) 当該患者
- (2) 請求者
- (3) 病院管理者又はその代理人
- (4) 当該患者の主治医等
- (5) 当該患者の入院に同意した家族等

また、3号及び4号に掲げる者に対しては報告を求めることができる。

2 合議体は審査をするに当たって、必要に応じて次の各号に掲げる者に対して出頭を命じて審問することができる。

- (1) 病院管理者又はその代理人
- (2) 当該患者の主治医等
- (3) その他の関係者

3 請求者、病院管理者若しくはその代理人及び合議体が認めたその他の者は、合議体の審査の場で意見を陳述することができる。なお、請求者が当該患者である場合には、第10条による意見聴取により十分意見が把握できており、合議体が意見聴取をする必要がないと認めた場合にはこの限りでないが、当該患者に弁護士である代理人があり、当該患者が当該代理人による意見陳述を求めた場合には、合議体は当該代理人に審査の場で意見を述べる機会を与えなければならない。

4 審査会は、合議体の場で意見を陳述することを認めた者には「退院等の請求に係る意見陳述の実施について(様式3)」を送付するものとする。

(合議体での審査に関するその他の事項)

第 12 条 合議体は、審査をするに当たって、特に必要と認める場合には市長に対して、法第38条の6に基づく報告徴収等を行うことを要請すること、及び指定医である合議体委員の同行を求めることができる。また、その結果については、報告を求めることができる。なお、合議体が当該審査の後の一定期間経過後の当該患者の状態確認が必要と判断したときも同様とする。

2 合議体における資料については、これを開示しないものとする。ただし、請求者が当該患者であって弁護士である代理人がいる場合に、その代理人が意見を述べるうえで必要とするときは資料を開示するものとする。

(市長への審査結果の通知)

第 13 条 審査会は、審査終了後速やかに市長に対して、「退院等の請求に関する審査結果について(様式4)」により、次に示した内容の結果を通知するものとする。

(1) 退院の請求の場合

- ア 引き続き現在の入院形態での入院が適当と認められること。
- イ 他の入院形態への移行が適当と認められること。
- ウ 合議体が定める期間内に、他の入院形態へ移行することが適当と認め

られること。

エ 入院の継続は適当でないこと。

オ 入院の継続は適当だが、処遇内容が適当でないこと。

(2) 処遇の改善の請求の場合

ア 処遇は適当と認めること。

イ 処遇は適当でないこと、及び合議体が求める処遇を行うべきこと。

なお、別途、審査会結果について、退院請求の場合は、市長、当該患者が入院する精神科病院の管理者及び当該患者の治療を担当する指定医に対し、処遇の改善の請求の場合は、市長に対して参考意見を述べることができる。

(その他退院等の請求の審査に関して必要な事項)

第 14 条 退院等の請求の審査中に、請求者から請求の取り下げの申し出が書面又は口頭により市長になされ、又は当該患者が病院から退院し、市長から審査会に報告があったときは、これにより審査は終了する。ただし、特に審査会が取り下げ又は当該患者の退院前の入院等の適否の審査を行う必要があると認めた場合はこの限りではない。

2 処遇の改善の請求のうち、当該請求が法第 36 条又は第 37 条に基づく厚生労働大臣の定める処遇の基準その他の患者の人権に直接関わる処遇に関する請求以外の請求である場合には、前条までの手続きのうち、第 9 条、第 10 条及び第 11 条を省略し、直ちに審査を行うことができる。

3 退院の請求がなされた場合においても、合議体の審査の結果、当該患者の処遇、社会復帰への指導方法、その他当該患者への適切な医療の提供のために合議体が必要と認める措置がある場合には、その旨を市長に通知するものとする。また、必要に応じて当該患者が入院する精神科病院の管理者、当該患者の治療を担当する指定医、及び当該患者の家族等と協議することができる。

(電話相談の取扱)

第 15 条 合議体は、市長から報告を受けた電話相談のうち口頭による退院等の請求として認めることが適当と判断される事例については、市長に対して当該電話相談を退院等の請求として受理するよう求めることができる。その場合、次の合議体の審査において当該請求を審査することとする。

第 4 章 定期の報告等の審査

(合議体での審査等)

第 16 条 審査会は、当該審査を行う合議体の委員に対して事前に当該審査資料を送付する等により、検討を依頼することができる。また、必要事項の記載漏れ等を事前に点検しておくことが望ましい。

2 審査会は、審査をするに当たって、必要に応じて、請求の対象となった入院中の患者の同意を得たうえで、指定医である委員により診察を行うことができる。

3 審査会は、審査をするに当たって、必要に応じて、病院管理者その他関係

者に対して調査対象となった入院中の患者の診療録その他の帳簿書類の提出を命じることができる。

（意見の聴取等）

第 17 条 合議体は、審査をするに当たって、必要に応じて次の各号に掲げる関係者に対して意見を求めることができる。

- (1) 当該患者
- (2) 病院管理者又は代理人
- (3) 当該患者の主治医等

2 合議体は審査をするに当たって、必要に応じて次の各号に掲げる者に対して出頭を命じて審問することができる。

- (1) 病院管理者又はその代理人
- (2) 当該患者の主治医等
- (3) その他の関係者

（合議体での審査に関するその他の事項）

第 18 条 入院時の届け出の審査に当たっては直近の合議体で審査を行う等、迅速かつ適切な処理を行うよう留意するものとする。

2 入院時の届出に添付されている入院診療計画書に記載されている推定されている入院期間が、特段の理由なく 1 年以上の期間とされていないか確認する。

3 定期病状報告書等の審査に当たっては、添付されている医療保護入院者退院支援委員会審議記録により、医療保護入院者退院支援委員会の審議において特段の理由なく入院の継続が必要と判断されていないか確認する。また、任意入院者及び医療保護入院者については、特段の理由なく 1 年以上の入院が必要であると判断されていないか確認する。

4 審査会は、合議体の審査に当たって必要な場合、及び合議体の審査の結果から必要と認める場合には、市長に対し法第 38 条の 6 の規定に基づく実地審査を行うよう要請すること、及びその実地審査について指定医である合議体委員の同行を求めることができる。また、当該精神科病院に対して市長が行う実地指導に指定医である合議体委員の同行を求めることができる。

（審査結果の市長への通知）

第 19 条 審査会は、審査終了後速やかに市長に対して、次により結果を通知するものとする。

- (1) 現在の入院形態での入院が適当と認められる。
- (2) 他の入院形態への移行が適当と認められる。
- (3) 合議体が定める期間内に、他の入院形態へ移行することが適当と認められる。
- (4) 合議体の定める期間経過後に、当該患者の病状、処遇等について報告を求めることが適当である。
- (5) 入院の継続は適当でない。
- (6) 当該患者の入院中の処遇について適当でない事項が認められるときは

その処遇内容が適当でない。

なお、別途、合議体は、審査結果について、市長に対する参考意見、及び当該患者が入院する精神科病院の管理者又は当該患者の治療を担当する指定医に対する参考意見を述べることができる。

(実地指導との連携)

第 20 条 審査会は、精神科病院に入院中の患者の人権擁護を確保し、その適正な医療及び保護を実現するために、退院等の請求及び定期の報告を審査する責務を負うものであり、審査会は、その責務を全うするために精神科病院の実地指導と適切な連携をとるものとする。

2 審査会が実地指導に同行を求める指定医である委員は、1 精神科病院につき 3 名以内とする。

第 5 章 補則

(資料及び記録の保存)

第 21 条 審査の資料及び議事録の保存期間は、5 年とする。

(委任)

第 22 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、審査会長が定める。

附 則

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 11 月 4 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 4 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

8 札幌市精神医療審査会報告書料支払要綱

平成 8 年 3 月 12 日

衛生局長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律 123 号。以下「法」という。）の規定に基づく精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病床が設けられているものを含む。）の管理者（以下「病院管理者」という。）が提出する措置入院者の定期病状報告書、医療保護入院者の定期病状報告書及び医療保護入院者の入院届（以下「報告書等」という。）に係る報告書料の支払いに関し必要な事項を定めるものとする。

(支払の対象)

第 2 条 支払い対象とする報告書等とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 法第 38 条の 2 第 1 項の規定により病院管理者が提出する措置入院者の定期病状報告書のうち厚生労働省令（以下「省令」という。）で定められた期限内に法で定められた機関が受理したもの。
- (2) 法第 38 条の 2 第 2 項の規定により病院管理者が提出する医療保護入院者の定期病状報告書のうち省令で定められた期限内に法で定められた機関が受理したもの。
- (3) 法第 33 条第 7 項（同条第 1 項又は第 3 項の規定による措置に係るものに限る。）の規定により病院管理者が提出する医療保護入院者の入院届のうち法で定められた期限内に法で定められた機関が受理したもの。

(報告書料)

第 3 条 報告書料の支払額は、報告書等 1 件につき、2,250 円とする。

(確定の通知)

第 4 条 障がい保健福祉部長は、札幌市精神医療審査会において審査終了した件数のうち法及び省令で規定されている期間内に受理した件数を四半期ごとに集計し、各病院管理者に通知するものとする。

(支払の方法)

第 5 条 障がい保健福祉部長は、前条の通知に基づき各病院管理者から提出された請求書等により、支払を行うものとする。

(委任)

第 6 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、障がい保健福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

9 札幌市自立支援医療（精神通院医療）支給認定等審査判定会 開催要領

第1 趣旨

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第6条第2項第4号の規定に基づき精神保健福祉センターにて行う札幌市自立支援医療（精神通院医療）支給認定等審査判定会（以下「審査判定会」という。）の開催及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 審査判定会の職務

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条第1項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る。）及び法第45条第1項の申請に対する決定に関する事務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするもの。すなわち、自立支援医療（精神通院医療）支給認定及び精神障害者保健福祉手帳交付の申請に関する審査判定事務を行う。

第3 会長

- 1 審査判定会に会長1名を置き、札幌市精神保健福祉センターの常勤職員をあてる。
- 2 会長は、審査判定会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長の出席に支障がある場合は、会長があらかじめ指名した順位による委員がその職務を代理する。

第4 会議

- 1 審査判定会は、会長が招集する。
- 2 会長は、審査判定会の議長となる。
- 3 審査判定会は、原則構成員の半数以上の出席を得て開催するものとする。
なお、自然災害や新興感染症、その他やむを得ない理由等の影響により、構成員の半数以上の出席が困難な場合はその限りではない。
- 4 審査判定会の議事は、出席した審査判定会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5 予備的審査判定会員

- 1 審査判定会に予備的審査判定会員を置くことができる。
- 2 予備的審査判定会員は、会長が必要と認めた場合に審査判定会員の職務を行う。

第6 庶務

事務局を札幌市精神保健福祉センターに置き、審査判定会の庶務を行う。

第7 その他

会長及び事務局は、審査判定会の実施に当たり、必要に応じて協議の上、円滑な実施を図るものとする。

10 札幌市精神科救急医療体制整備事業実施要綱

平成 16 年 4 月 22 日

保健福祉局長決裁

(最近改正 平成 25 年 3 月 22 日)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、早急な医療を必要とする精神障がい者等のための精神科救急医療体制を確保し、精神科医療の一層の向上に資するため、北海道において実施される精神科救急医療体制に係る事業のうち、札幌市市域内等の事業（以下「精神科救急医療体制」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 休日、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から同月 31 日までの日及び 1 月 2 日から同月 3 日までの日をいう。
- (2) 夜間 夕方 5 時から翌日午前 9 時までの間をいう。
- (3) 昼間 午前 9 時から夕方 5 時までの間をいう。

(対象者)

第 3 条 精神科救急医療体制は、本市の区域内等において、幻覚妄想状態、せん妄、急性錯乱状態、著しい興奮状態、切迫した自殺企図、薬物による精神障がい、アルコール性精神障がい（酩酊状態を除く。）その他合併症などの状態にあるなど、早急に精神科医療を必要とする者（以下「対象者」という。）を対象とする。

(精神科救急情報センター)

第 4 条 休日・夜間における精神科救急医療体制事業の円滑な運営を図るため、精神科救急医療に関する電話相談や病院紹介のほか、医療、行政等の関係機関との連絡調整に当たる窓口として、札幌市精神保健福祉センター所管のもと、札幌市精神科救急情報センター（以下「情報センター」という。）を設置し運営するとともに、平日昼間の区保健福祉課業務等と連携を図る。

2 情報センターに係る業務について、適切な業務遂行が可能な事業者に委託することができるものとする。

3 第 1 項に定める情報センターの運営は、別に定める運営要領による。

(精神科救急医療施設)

第 5 条 北海道が実施する精神科救急医療体制のうち、札幌市が属する精神科救急医療圏域（別表 1 のとおり）において病院群輪番により、休日・夜間における対象者の診療を担う医療機関を精神科救急医療施設（以下「当番病院」という。）として指定する。

2 前項に定める当番病院は、休日・夜間において対象者を受け入れる中心的な役割を担う医療施設として位置付けるものとする。

なお、当番病院等の基本的な事業内容は、北海道が規定する「道央（札幌・後志）ブロック精神科救急医療体制整備事業実施要綱」の事業内容のとおりとする。

3 当番病院のうち、札幌市市域内で精神科救急入院料又は精神科救急・合併症入院料を算定する医療機関については、札幌市という大都市圏における 24 時間 365 日の精神科救急医療を支える役割を有する基幹病院として位置づけるものとする（別表 2 のとおり）。

4 札幌市市域内で開設する精神科診療所等は、自院通院患者に対して、休日・夜間における相談・診療や、自院対応困難時の連携医療機関の確保、情報センターへの適時の情報提供等により、休日・夜間の円滑な救急対応が可能となる体制を確保できるよう努めるものとする。

（精神科救急医療の提供）

第 6 条 当番病院は、本要綱の規定に基づき情報センターが精神科救急医療を必要と認めた場合に、対象者を診察し必要な精神科救急医療を提供する。

2 情報センターは、対象者にかかりつけの医療機関があることが明らかとなき場合は、かかりつけの医療機関による診療及び協力を基本とした対応を行うものとする。

3 基幹病院は、病院群輪番 2 体制を支えるほか、対象者について特に札幌市が緊急に診療を必要と判断した者については、最大限の協力を行うものとする。

4 札幌市が属する道央（札幌・後志 1）及び道央（札幌・後志 2）にて確保される空床については、積極的にこれを活用するとともに、輪番 2 体制化に伴い、対象者に対する必要な医療と保護が最大限図られるよう運用する。

（医療機関の連携）

第 7 条 当番病院は、救急医療を終えた対象者の医療の継続について、必要に応じてかかりつけ医療機関などと連携して対応する等、常に適切な精神科救急医療が提供できるよう努めるものとする。

（搬送）

第 8 条 この精神科救急医療体制により、精神科救急医療を受けようとする対象者を当番病院まで搬送する必要があるときは、消防機関・警察機関等の協力が得られる場合を除き、対象者の保護者や家族等により搬送することを基本とする。

2 救急医療を終えた対象者をかかりつけ医療機関やその他の医療機関等に搬送しようとする場合は、対象者の保護者や家族等のほか、関係する医療機関がこれを行うことができるものとする。

（連絡調整会議）

第 9 条 精神科医療体制の円滑な運営を図るため、北海道が規定する精神科救急医療体制道央（札幌・後志）ブロック調整会議及び作業部会等において、意見の調整を図るものとする。

（その他）

第 10 条 情報センター及び当番病院は、本精神科救急医療体制が精神科救急医療について当番病院以外の医療機関が行う自主的な取組みを妨げるものでないことに留意しなければならない。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、障がい保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 精神科救急医療圏域

ブロック名	各ブロックに属する市町村	
道央（札幌・後志 1） （札幌南・千歳後志 圏）	札幌圏	札幌市（中央区、豊平区、清田区、南区、西区）、千歳市、恵庭市、北広島市
	後志圏	全 20 市町村
道央（札幌・後志 2） （札幌北・江別圏）	札幌圏	札幌市（北区、東区、白石区、厚別区、手稲区）、江別市、石狩市、当別町、新篠津村

別表 2 基幹病院

ブロック名	基幹病院名
道央（札幌・後志 1） （札幌南・千歳後志 圏）	市立札幌病院（中央区） さっぽろ香雪病院（清田区） ときわ病院（南区）
道央（札幌・後志 2） （札幌北・江別圏）	札幌トロイカ病院（白石区） 大谷地病院（厚別区）

11 精神科救急情報センター業務運営要領

平成 16 年 4 月 22 日
保健福祉局理事決裁
(最近改正 平成 25 年 4 月 1 日)

(目的)

第 1 条 この要領は、札幌市精神科救急医療体制整備事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき設置する精神科救急情報センター（以下「情報センター」という。）の運営について必要な事項を定める。

(業務及び相談員)

第 2 条 情報センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 精神科救急医療に係る電話相談の対応
- (2) 精神科救急医療を提供する医療機関の紹介及び調整
- (3) 医療機関、関係機関等との連絡調整
- (4) 空床情報等の活用による調整
- (5) その他、情報センターに関連する業務

2 前項各号に掲げる業務遂行のため、情報センターに、精神保健福祉士、看護師等の資格を有する相談員を置く。

(運営時間)

第 3 条 情報センターの運営時間は、休日 24 時間及び平日夜間とする。

2 前項における休日は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から同月 31 日までの日及び 1 月 2 日から同月 3 日までの日をいう。

3 第 1 項における平日夜間は、前項で規定する休日以外の午後 5 時から翌日午前 9 時までの間をいう。

(業務に係る留意事項)

第 4 条 情報センターは、次の各号に掲げる事項に留意し、業務を行う。

- (1) 精神科救急医療に関する本人又は家族等（以下「相談者」という。）からの相談について応じる。ただし、緊急を要しないと判断される相談内容については、医療機関の業務時間内に相談するよう助言し、診療以外の相談については、内容に応じて、平日昼間の業務時間内における居住区の区保健福祉部に配置されている精神保健福祉相談員や精神保健福祉センター等による相談等を助言する。
- (2) 相談の結果、早急に精神科医療が必要と認められたときは、当該日の当番病院を相談者に紹介すると共に当番病院に対し、対象者の状況を的確に説明した上で診察を要請する。ただし、対象者にかかりつけの医療機関がある場合は、相談者又は必要に応じて情報センターが当該医療機関と調整するなどして、かかりつけ医療機関による対応を優先させる。
- (3) 精神疾患以外の疾病で緊急の治療が必要な場合は、夜間急病センター等と連携し、他の診療科における診療を優先させる。
- (4) 相談の内容から、自傷他害の恐れがあると考えられた場合は、警察に通報す

るよう相談者に助言することとし、更に、対象者を既に保護している警察からの精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律に定める第 24 条通報であって、措置入院又は緊急措置入院の診察が必要と考えられる場合は、当番病院にその旨を連絡し指定医の診察を依頼する。後に当番病院に診察結果を確認し、措置入院又は緊急措置入院が必要な場合は、対象者の居住地等に応じて札幌市内の場合は障がい福祉課精神保健・医療福祉係、市外の場合には該当する保健所等の行政職員に連絡をとるなど適切な対応をするものとする。ただし、当番病院の診察を経ずとも明らかに著しい自傷他害の恐れや当該行為が認められるときは、あらかじめ障がい福祉課又は所管の保健所等へ一報を入れる。

- (5) 北海道が定める精神科救急に係る連携圏域である道央（札幌・後志）ブロックを構成する「札幌・後志 1」圏域と「札幌・後志 2」圏域の両圏域において病院輪番群を設けるため、原則当該圏域内で完結するよう運用を行う。ただし、確保される空床を最大限有効活用し、入院を要する対象者の積極的受け入れを図るため、適切に両圏域の当番病院や基幹病院に振り分けるものとする。
- (6) 対象者の状況にかかわらず、相談者から精神科医療の提供を求められた場合においても、原則として、要綱第 3 条に規定する対象者に該当するかどうかの判断を的確に行ったうえ、前号までの規定に従い、適切な対応を行う。
- (7) 相談にあたっては、必要に応じて、行政機関や消防機関、警察等関係機関との連絡や連携を緊密に行うものとする。

2 精神科医療を必要とする者の医療機関までの搬送は、原則本人又は保護者等の責任において行う必要があることを説明する。

3 第 1 項の規定による業務を行ったときは、以下の項目について記録し、各日ごとに処理する。

- (1) 相談対象者の住所、氏名、年齢、性別
- (2) 相談者の氏名、続柄、連絡先
- (3) 相談内容
- (4) 相談対象者の精神科治療歴、身体状況
- (5) 相談対応内容
- (6) 相談結果
- (7) その他必要な事項
（関係機関との連携）

第 5 条 情報センターは、その業務を円滑に進めるために、日常から当番病院、区保健福祉部、精神保健福祉センター、消防機関及び警察署等の関係機関と情報交換を行う等緊密な連携を図るものとする。

（記録）

第 6 条 情報センターは、その業務に関する記録を 1 年間保管しなければならない。

附 則

この要領は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

12 札幌市自殺総合対策推進会議設置要綱

(平成 21 年 7 月 10 日 市長決裁)

(設置)

第 1 条 札幌市における自殺総合対策について、様々な分野の組織等が密接に連携し、包括的な取組や行動をすることを目的として、札幌市自殺総合対策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、前条の目的を達成するために、次の事項を審議し、又は推進する。

- (1) 自殺総合対策の方針の決定及び推進に関すること。
- (2) 自殺総合対策において必要な関係部局間相互の調整に関すること。
- (3) 自殺総合対策における進捗状況の把握に関すること。
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項。

(構成)

第 3 条 推進会議に委員長及び委員を置く。

2 委員長は、保健福祉局を所管する副市長とする。

3 委員は、別表 1 に掲げる職にある者、その他委員長が必要と認める者をもって充てる。

(委員長等の職務)

第 4 条 委員長は、推進会議を代表し、推進会議の事務を総括する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(幹事会)

第 5 条 推進会議の審議に付すべき事項、その他推進会議の所掌事務について必要な調整を行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。

3 幹事長は、保健福祉局精神保健担当部長をもって充てる。

4 幹事は別表 2 に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、幹事長は、必要に応じて関係する職にある者を幹事に追加し、又は関係する職にある者に幹事会への出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第 6 条 幹事会は、第 2 条各号に規定する事項のうち実務的な事項を調査研究し、又は協議させるため、ワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループは、必要に応じて、関係する職にある者にワーキンググループへの出席を求めることができる。

(会議)

第 7 条 推進会議は、必要の都度委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係する職にある者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

3 幹事会は、幹事長が招集する。

4 ワーキンググループは、幹事長が指名したグループリーダーが招集する。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、保健福祉局障がい保健福祉部精神保健福祉センターにおいて処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年7月10日から施行する。

2 札幌市自殺予防対策庁内連絡会議運営要綱（平成20年8月26日保健福祉局長決裁）は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年8月5日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年8月8日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年8月8日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年5月28日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年5月26日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年12月7日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年7月20日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年7月26日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年8月22日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和元年7月12日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年12月6日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年10月26日から施行する。

別表 1 (第 3 条 関係)

委員	総務局長 市長室長 まちづくり政策局長 財政局長 市民文化局長 保健福祉局長 障がい保健福祉担当局長 医務・健康衛生担当局長 子ども未来局長 経済観光局長 建設局長 都市局長 交通事業管理者 病院事業管理者 消防局長 区長（委員長が指名する者に限る） 教育長
----	---

別表 2 (第 5 条 関係)

幹事	総) 改革推進室長 広報部長 職員部長 政) 政策企画部長 財) 財政部長 税政部長 市) 市民自治推進室長 市民生活部長 男女共同参画室長 保) 総務部長 地域生活支援担当部長 高齢保健福祉部長 地域包括ケア推進担当部長 障がい保健福祉部長 保険医療部長 ウェルネス推進担当部長 成人保健・歯科保健担当部長 医療政策担当部長 子) 子ども育成部長 子育て支援部長 児童相談所長 経) 経営支援・雇用労働担当部長 建) みどりの管理担当部長 都) 住宅担当部長 交) 高速電車部長 病) 市立札幌病院精神科部長 市立札幌病院救命救急センター部長 消) 救急担当部長 区市民部長（幹事長が指名する者に限る） 区保健福祉部長（幹事長が指名する者に限る） 教) 学校教育部長 児童生徒担当部長
----	--

13 札幌市自殺総合対策連絡会議設置要綱

令和元年10月28日
保健福祉局長決裁

(目的)

第1条 自殺対策に取り組む関係機関及び関係団体等が相互に連携・協力し、本市における自殺対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、札幌市自殺総合対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 連絡会議は、次の各号に掲げる事項について、意見交換及び連絡調整等を行う。

- (1) 札幌市自殺総合対策行動計画の推進に関すること。
- (2) その他自殺対策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる機関等で構成する。

(会長)

第4条 連絡会議に会長を置く。

- 2 会長は、精神保健福祉センター所長とする。
- 3 会長は、連絡会議を代表し、会務を総括する。
- 4 会長に事故があるときは、予め会長が指名する者にその職務を代理させる。

(アドバイザー)

第5条 会長は、自殺対策に係る専門的な見地から意見・助言等を求めるため、学識経験者の中からアドバイザーを選任することができる。

(会議)

第6条 連絡会議は、会長が招集し、会長が議事進行を行う。

(意見の聴取)

第7条 連絡会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を認めることができる。

(部会)

第8条 連絡会議は、第2条各号に規定する事項のうち、より専門的な見地でかつ集中的な検討を要するものについて、必要に応じて部会を設置することができる。

- 2 部会の構成機関は、連絡会議における意見を参考に会長が定める。
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、会長が指名する。
- 5 部会長は、部会の会務を統括する。
- 6 部会は、会長が招集し、部会長が議事進行を行う。

(庶務)

第9条 連絡会議の庶務は、保健福祉局障がい保健福祉部精神保健福祉センターにおいて行う。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議に必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年 10 月 28 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 5 年 11 月 2 日から施行する。

別 表

構成機関区分	機関名
保健・医療・福祉関係機関	一般社団法人 札幌市医師会 札幌市精神科医会 一般社団法人 北海道精神神経科診療所協会 市立札幌病院 公益社団法人 北海道看護協会 一般社団法人 北海道臨床心理士会 一般社団法人 北海道精神保健福祉士協会 一般社団法人 札幌薬剤師会 社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会 公益財団法人 北海道精神保健推進協会 特定非営利活動法人 さっされん
大学・研究機関	国立大学法人 北海道大学病院 公立大学法人 札幌市立大学
教育関係機関	公益社団法人 全国大学保健管理協会北海道地方部会 札幌市教育委員会
警察・消防機関	北海道警察本部 札幌市消防局
経営・労働関係機関	一般社団法人 日本産業カウンセラー協会北海道支部 厚生労働省北海道労働局
法律関係機関	札幌弁護士会 札幌司法書士会 日本司法支援センター札幌地方事務所
活動団体	社会福祉法人 北海道いのちの電話 公益社団法人 北海道家庭生活総合カウンセリングセンター 自死遺族の思いを語る集い「癒しの会」 分かちあいの会・ネモフィラ 社会福祉法人 青十字サマリア会 特定非営利活動法人 札幌連合断酒会 特定非営利活動法人 札幌市精神障害者家族連合会

14 札幌市依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関選定要綱

平成 30 年 11 月 13 日

保健福祉局長決裁

(趣旨)

第 1 条 札幌市における依存症に関する医療提供体制を整備するため、「依存症対策地域支援事業の実施について」(平成 29 年 6 月 13 日付け障発 0613 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別紙「依存症対策地域支援事業実施要綱」及び「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」(平成 29 年 6 月 13 日付け障発 0613 第 4 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「第 4 号通知」という。)に基づき、依存症専門医療機関(以下「専門医療機関」という。)及び依存症治療拠点機関(以下「治療拠点機関」という。)の選定について、必要な事項を定める。

(選定要件)

第 2 条 市長は、本市に所在地を有する保険医療機関の中から専門医療機関及び治療拠点機関を選定する。

2 選定の基準は、第 4 号通知の別紙の選定基準(以下「選定基準」という。)のとおりとする。ただし、治療拠点機関については、市長が選定した専門医療機関のうち、アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症の三疾患全てを治療の対象としている保険医療機関であって、選定基準を満たすものの中から市長が選定する。

(選定)

第 3 条 専門医療機関の選定を受けようとする保険医療機関の開設者は、札幌市依存症専門医療機関選定申請書(様式 1)及び添付書類(以下「申請書類」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請の内容について前条の選定要件に基づき審査の上、選定要件を満たすと認める場合に限り、当該保険医療機関を専門医療機関として選定するものとする。

3 市長は、前項の規定により専門医療機関として選定する保険医療機関の中から、適当であると認めるものについて、前条の選定要件に基づき審査の上、選定要件を満たすと認める場合に限り、当該保険医療機関を治療拠点機関として選定することができる。

4 市長は、前 2 項の審査において、必要がある場合は、当該保険医療機関に対して追加の添付書類の提出を求めることができる。

5 市長は、第 2 項又は第 3 項に基づき専門医療機関又は治療拠点機関の選定を行ったときは、当該保険医療機関に対して、選定通知書(様式 2)を送付するものとする。

(不選定)

第4条 市長は、前条第2項の審査の結果、当該保険医療機関が、第2条に規定する選定要件を満たさないと認めたときは、当該保健医療機関に対して、不選定通知書（様式3）を交付する。

（公表）

第5条 市長は、選定した専門医療機関及び治療拠点機関について本市のホームページ上に掲載することによって公表する。

（みなし選定）

第6条 北海道知事が本市に所在地を有する保険医療機関を専門医療機関又は治療拠点機関として選定した場合、市長は、第3条の規定にかかわらず、本市においても当該保険医療機関を専門医療機関又は治療拠点機関として選定し、第3条第5項及び第5条の手続きを行う。

（選定要件の確認）

第7条 市長は、選定した専門医療機関及び治療拠点機関が第2条の選定要件を満たしているかどうかについて、適時、確認を行うこととする。

（選定の取消し）

第8条 第3条の規定により選定された専門医療機関又は治療拠点機関の開設者は、当該専門医療機関又は治療拠点機関が第2条の選定要件を満たさなくなったとき、又は引き続き専門医療機関又は治療拠点機関として選定されることを辞退しようとするときは、市長に対し、速やかに辞退届（様式4）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の辞退届を受理したときは、辞退届の内容を審査のうえ、速やかに取消通知書（様式5）を交付し、選定の取り消しを行う。

3 前条に基づく確認により、第2条の選定要件を満たしていないことが判明した場合、市長は、第1項の規定にかかわらず、職権によって選定の取り消しを行うことができるものとする。なお、この場合、市長は、対象となる専門医療機関及び治療拠点機関に取消通知書（様式5）を交付し、職権で選定の取り消しを行った旨を通知するものとする。

4 第6条の規定により選定された保険医療機関が、北海道知事から専門医療機関又は治療拠点機関の選定を取り消された場合は、本市においても同様に選定を取り消すこととし、当該保険医療機関に取消通知書（様式5）を交付する。

（選定基準の改正）

第9条 国が専門医療機関及び治療拠点機関の選定基準を改正した場合、市長は、既に選定した専門医療機関及び治療拠点機関に対し、選定基準の改正について速やかに周知するとともに、既に選定した専門医療機関及び治療拠点機関が改正後の選定基準を満たしているかどうかを審査しなければならない。

- 2 前項の審査の結果、改正後の選定基準を満たさない専門医療機関及び治療拠点機関は、第8条第1項に定める選定の取り消しの手続きを行わなければならない。

(北海道との情報共有)

第10条 市長が専門医療機関及び治療拠点機関の選定又は選定の取り消しを行った場合、依存症専門医療機関等の選定に関する情報提供書(様式6)又は依存症専門医療機関等の選定取消に関する情報提供書(様式7)により、北海道知事に情報提供するものとする。

(委任)

第11条 この要綱の実施に当たり、その他必要な事項は保健福祉局精神保健担当部長が定める。

附則

この要綱は、平成30年11月13日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年8月22日から施行する。

15 札幌市依存症対策地域支援連携会議設置要綱

令和元年 11 月 18 日
保健福祉局長決裁

(目的)

第 1 条 依存症患者等に対する包括的な支援を実施するため、依存症対策に関わる医療機関や依存症の本人及び家族等を支援する機関・団体、その他関係機関等が、地域における依存症に係る情報や課題を共有し、密接な連携を図ることを目的として、「札幌市依存症対策地域支援連携会議（以下「連携会議」という。）」を設置する。

(協議事項)

第 2 条 連携会議は、次の各号に掲げる事項について連絡調整等を行う。

- (1) 札幌市における依存症対策に関する情報や課題に関すること。
- (2) その他札幌市の依存症対策の推進に必要な事項に関すること。

(会長)

第 3 条 連携会議の会長（以下「会長」という。）は、札幌市依存症治療拠点機関の代表をもって充てる。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員をもってその職務を代理させることができる。

(組織)

第 4 条 連携会議は、次の各号に掲げる機関のうち、委員 20 名以内をもって構成する。

- (1) 札幌市依存症治療拠点機関
- (2) 札幌市依存症専門医療機関
- (3) 札幌市依存症相談拠点
- (4) 依存症の本人及び家族等を支援する機関・団体
- (5) 相談機関・地域福祉関係者
- (6) その他、会長が適当と認める者

(会議等)

第 5 条 連携会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 会長は、会議の議事に関し必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる

(分科会)

第 6 条 連携会議は、第 2 条各号に規定する事項のうち、より専門的な見地にかつ集中的な検討を要するものについて、必要に応じて分科会を設置することができる。

2 分科会の構成機関は、会長が指名する機関をもって充てる。

3 分科会の長（以下「分科会長」という。）は、会長が指名する機関の委員を

もって充てる。

4 分科会は、会長が招集し、分科会長が会議の議長となる。

(庶務)

第7条 連携会議の庶務は、保健福祉局障がい保健福祉部精神保健福祉センターにおいて行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連携会議に必要な事項は、会長が連携会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月22日から施行する。

(参考) 精神保健福祉センター運営要領について

平成 8 年 1 月 1 9 日

健医発第 5 7 号

各都道府県知事、各指定都市市長あて厚生省保健医療局長通知

最終改正 平成 2 5 年 4 月 2 6 日

精神保健法の一部を改正する法律(平成 7 年法律第 9 4 号)により、精神保健法が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改められ、精神障害者の福祉が法体系上に位置付けられ、精神保健センターは「精神保健福祉センター」に改められたところである。

精神保健センターの運営については、これまで、「精神保健センター運営要領」(昭和 4 4 年 3 月 2 4 日衛発第 1 9 4 号公衆衛生局長通知)により行われてきたが、今般の法律改正を踏まえて、これを廃止し、別紙のと通りの「精神保健福祉センター運営要領」を定めたので通知する。

なお、貴管下市町村及び関係機関に対する周知についてご配意願いたい。

精神保健福祉センター運営要領

精神保健福祉センター(以下「センター」という。)は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」という。)第6条に規定されているとおり、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、調査研究を行い、並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第53条第1項及び第45条第1項の申請に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行う施設であって、次により都道府県(指定都市を含む。以下同じ。)における精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域精神保健福祉活動推進の中核となる機能を備えなければならない。

1 センターの目標

センターの目標は、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまで、広範囲にわたっている。

この目標を達成するためには、保健所及び市町村が行う精神保健福祉業務が効果的に展開されるよう、積極的に技術指導及び技術援助を行うほか、その他の医療、福祉、労働、教育、産業等の精神保健福祉関係諸機関(以下「関係諸機関」という。)と緊密に連携を図ることが必要である。

2 センターの組織

センターの組織は、原則として総務部門、地域精神保健福祉部門、教育研修部門、調査研究部門、精神保健福祉相談部門、精神医療審査会事務部門及び自立支援医療(精神通院医療)・精神障害者保健福祉手帳判定部門等をもって構成する。

職員の構成については、所長のほか、次の職員を擁することとするが、業務に支障がないときは、職務の共通するものについて他の相談機関等と兼務することも差し支えないこと。

なお、ここで示す職員の構成は、標準的な考え方を示すものである。

医師(精神科の診療に十分な経験を有する者であること。)

精神保健福祉士

臨床心理技術者

保健師

看護師

作業療法士

その他センターの業務を行うために必要な職員

また、その職員の中に精神保健福祉相談員の職を置くよう努めるとともに、所長には、精神保健福祉に造詣の深い医師を充てることが望ましいこと。

3 センターの業務

センターの業務は、企画立案、技術指導及び技術援助、人材育成、普及啓発、調査研究、資料の収集、分析及び提供、精神保健福祉相談、組織の育成、精神医療審査会の審査に関する事務並びに自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定などに大別されるが、それらは極めて密接な関係にあり、これらの業務の総合的な推進によって地域精神保健福祉活動の実践が行われなければならない。

(1) 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、都道府県の精神保健福祉主管部局及び関係諸機関に対し、専門的立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等をする。

(2) 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から、積極的な技術指導及び技術援助を行う。

(3) 人材育成

保健所、市町村、福祉事務所、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う事業所等その他の関係機関等で精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の教育研修を行い、技術的水準の向上を図る。

(4) 普及啓発

都道府県規模で一般住民に対し精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

(5) 調査研究

地域精神保健福祉活動の推進並びに精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究をするとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、都道府県、保健所、市町村等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。

(6) 精神保健福祉相談

センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものを行う。心の健康相談から、精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、認知症等の特定相談を含め、精神保健福祉全般の相談を実施する。センターは、これらの事例についての相談指導を行うためには、総合的技術センターとしての立場から適切な対応を行うとともに、必要に応じて関係諸機関の協力を求めるものとする。

(7) 組織育成

地域精神保健福祉の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要である。このため、センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力する。

(8) 精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の審査に関する事務を行うものとする。

また、法第38条の4の規定による請求等の受付についても、精神保健福祉センターにおいて行うなど審査の客観性、独立性を確保できる体制を整えるものとする。

(9) 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定

センターは、法第45条第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務及び障害者総合支援法第52条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を行うものとする。

4 その他

(1) センターは、診療機能や、デイケア、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス等のリハビリテーション機能をもつことが望ましい。診療機能及びリハビリテーション機能をもつに際しては、精神医療審査会事務並びに自立支援医療（精神通院医療）費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の判定を行うことから、その判定等が公正に行われるよう、透明性及び公平性の確保に配慮する必要がある。

(2) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）による地域社会における処遇については、保護観察所長が定める処遇の実施計画に基づき、地域精神保健福祉業務の一環として実施されるものであり、センターにおいても保護観察所等関係機関相互の連携により必要な対応を行うことが求められる。

(3) その他、センターは、地域の実情に応じ、精神保健福祉の分野における技術的中枢として、必要な業務を行う。



令和4年度 札幌こころのセンター所報

令和6年3月発行

編集・発行

札幌こころのセンター（札幌市精神保健福祉センター）

〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 4階

T E L : (011)622-5190 【代表電話】
 : (011)590-1766 【精神事務専用】
 : (011)622-0556 【相談専用】
 : (011)640-7183 【依存症相談専用】

F A X : (011)622-5244

E-Mail : kokoronocenter@city.sapporo.jp

U R L : <https://www.city.sapporo.jp/eisei/gyomu/seisin/>
 : <https://www2.city.sapporo.jp/hottokenai-kokoro/>
 : <https://twitter.com/kokoronocenter>

【札幌市公式ホームページ】

【札幌こころのナビ】

【公式×】